

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	高橋伸行君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	水野忠宗君	生涯学習課長	木全豊君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	陸田友彦
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、6番 江上聖司君、7番 中村ひとみ君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（後藤省治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

2番 廣瀬隆博君。

〔2番 廣瀬隆博君登壇〕

○2番（廣瀬隆博君） 皆さん、おはようございます。

2番 廣瀬隆博でございます。

通告に従い、議長の許可がありましたので質問いたします。

1点目、平成30年度垂井町決算の町税収入のうち、主力財源の固定資産税は18億8,269万4,000円で、前年比0.7%減でしたが、令和2年度の固定資産税収入見込みは何億円ぐらいになるのか、町長にお尋ねします。

2点目、町内への進出企業及び工場増設に伴う土地・家屋・償却資産について、工場等設置奨励金の3年が過ぎた固定資産関係の税収はいかほどの増額になるのか、また表佐地内の倒産工場の跡地に数社ほど事業所が稼働していますが、このように町内に進出した事業所及び増設した事業所の土地・家屋・償却資産の固定資産税収入と、今後の工場の新增設に伴う税収の見込みはいかがなものかお尋ねいたします。

3点目、東地区を初め、建て売り住宅やアパート等土地つき住宅が建設、入居されていますが、これらの土地・家屋の固定資産税の減免措置終了後の税収はどれだけふえるのか、以上の概要についてお尋ねいたします。

次に、2点目ですが、垂井町指定天然記念物美濃路松並木の保存についてです。

現在、地元の松並木保存会の皆さんや東小学校の児童及び垂井青年クラブの皆さんが、美濃路の害虫を除くこも巻きや、害虫の除去及び清掃活動を行っていらっしゃいます。町文化財保護協会の皆さんも、松の補植活動の奉仕をしておられます。

町当局においても松並木の保存管理をされていますが、今回、町道114号垂井綾戸線北側歩道にある松が1本枯れております。この松枯れの原因をお尋ねするとともに、伐採はいつされるのか、また今後の管理対応はどのように進められるのかお尋ねいたします。

3点目は、垂井町観光PRの一環として、平成31年3月28日に新桜橋開通記念式典の折、J

R東海道線に向けて、桜橋欄干に「祝新桜橋歩道橋完成」という横断幕が掲げられたところがありますが、観光PRの一環として、このJR東海道線に向けて欄干に「戦国の智将 竹中半兵衛重治公のふるさと 垂井町」、ここにちょっとパソコンで書いたやつですけれども、このように欄干に書かれたらどうかなあとということで提案するところでございます。それと、竹中半兵衛公の九枚笹の家紋ですね、これも有名なものでございますが、などの啓発パネルを観光PRの一環として取りつけてはと考えます。また、この啓発パネル標語やデザインを広報などで公募して、皆さんの意見を聞いたらどうかと考えますが、町長の所見を伺います。

以上で終わります。

○議長（後藤省治君） 税務課長 木下誠司君。

〔税務課長 木下誠司君登壇〕

○税務課長（木下誠司君） 私からは、1つ目の御質問、令和2年度の町税収入のうちの固定資産税の収入見込みについてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、令和2年度の固定資産税収入見込みについてのお尋ねでございます。

現在、令和2年度の予算編成作業の最中でありまして、具体的な固定資産税収入見込み額を申し上げることはできませんが、税務所管におきましては、予算ベースで今年度並みを見込んでおるところでございます。

次に、2点目のうち、工場等設置奨励金の3年が過ぎた固定資産税はいかほどの増額になるのかのお尋ねでございます。

本町の工場等設置奨励金制度におきましては、奨励金の交付期間中におきましても、固定資産税は課税をいたしております。したがって、交付期間の3年を過ぎましても、固定資産税が増額となるということはありません。固定資産税額を交付基準とする奨励金が交付されなくなるものと御理解をお願いいたします。

次に、同じく2点目のうち、町内に進出した事業所及び増設した事業所の固定資産税収入はどれほど見込んでいるのかについてであります。

議員お尋ねの事業所をどの範囲までにするのかによって異なってまいります、法人に係ります固定資産税の大半は、基本的には町内に進出した事業所及び増設した事業所の固定資産税であると思っております。先ほど申し上げましたとおり、現在予算編成作業の最中であり、このような法人に係ります具体的な固定資産税の収入見込み額を申し上げることはできませんが、税務所管におきましては、予算ベースで、またこれも本年度並みを見込んでおるところでございます。

最後に、3点目の新たな土地や家屋の固定資産税の減免後の税収はどれだけふえるのかのお尋ねでございます。

新たに建築されました家屋やその土地に対する減免制度はございませんが、国の住宅税制の一つといたしまして、新築住宅に対する減額措置制度がございます。この制度は、新築された住宅につきまして、基本的には一般住宅については新築後3年度分、長期優良住宅につきまし

ては新築後5年度分に限り、固定資産税額の2分の1を減額するものでございます。このことから、減額される期間を過ぎますと、それぞれの家屋に対します固定資産税額は単純に倍増することとなります。なお、土地についての減額措置はございません。

ちなみに、令和元年度をもって減額期間が満了となる住宅に係ります減額される額の合計額は約757万円、令和2年度から新たに減額期間が始まる住宅に係ります減額される額の合計額は約683万円をそれぞれ見込んでおるところでございます。

以上、1つ目の御質問の答弁とさせていただきます。御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（後藤省治君） 産業課長 立川昭雄君。

〔産業課長 立川昭雄君登壇〕

○産業課長（立川昭雄君） 私のほうからは、廣瀬議員の1点目、令和2年度の固定資産税の収入見込みの中で、工場等設置奨励金についてと、3点目、垂井町の観光PRの一環として新桜橋欄干に観光PR板の取り付けを行ってはどうか、またその標語やデザインを公募してはどうかとの御質問についてお答えさせていただきます。

初めに、工場等設置奨励金につきましては、今年度対象となる工場は3件ございます。このうち、3年の期間を迎えるものが1件ございますが、次年度におきまして新たに1件対象となりますので、令和2年度の予算におきましても本年度並みを見込んでおります。

次に、3点目、新桜橋欄干に観光PR板の取り付けに関する御質問でございますが、本町の観光PRにつきましては、観光協会と連携して、ホームページのほか、ツイッターやインスタグラムといったSNSを活用し、さまざまなイベントをタイムラインで町内外に向け発信を行っているところでございます。

去る11月17日には、関ヶ原合戦フォトロゲイニング in たるいと称し実施されました郡内の観光スポットをめぐるイベントでは、遠くは栃木県など、全国各地から参加いただき、垂井を知っていただく大きなきっかけとなっております。

また、主な誘客イベントとして、毎年2回JRさわやかウォーキングを誘致していただいております。年間2,000人以上の方が参加され、垂井町内を歩かれています。

このような観光協会との連携によるPR事業に加えて、JRを利用して訪れる方や、通過する電車の車窓から見える新桜橋歩道橋の欄干に観光PR板を取りつけてはどうか、標語やデザインの公募をしてはどうかとの議員の御提案は、相乗効果を生むPR方法であると考えますが、風圧を受ける欄干への影響や看板の飛散など、安全性を考慮する必要がございますので、観光PRの一例として参考とさせていただきます、視認性や管理者との協議も含め、今後検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 生涯学習課長 木全豊君。

〔生涯学習課長 木全豊君登壇〕

○生涯学習課長（木全 豊君） 私からは、廣瀬議員の2つ目の質問、垂井町指定天然記念物美

濃路の松並木の保存についてお答えさせていただきます。

美濃路の松並木は、昭和45年11月14日に町天然記念物に指定し、約50年が経過しております。これまで、松くい虫の被害などで枯れた松は伐採してきており、昭和50年当時62本の松の木が、現在では22本となっております。これらの貴重な松の木を守るため、町文化財保護協会、美濃路松並木保存会、垂井青年クラブ、東小学校の児童などの協力を得ながら、松くい虫や松毛虫などの害虫の防除剤の注入や根の活性剤の散布など、文化財保護事業に取り組んでまいりました。

議員御指摘の松枯れは、文化財を適正に管理するために実施いたしました文化財の点検で、去る11月28日に確認いたしました。この松は急に枯れたものであり、即日樹木医に診断を依頼し、現在その結果を待っているところであります。貴重な文化財でありますので、できる限り残していきたいと考えておりますが、診断の結果、危険性があれば伐採もやむを得ないと考えております。

いずれにいたしましても、今月中には診断結果が判明いたしますので、診断結果が判明次第、速やかに対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 2番 廣瀬隆博君。

○2番（廣瀬隆博君） 再質問をさせていただきます。

1点目の固定資産税の件につきましてですが、予算査定というもので、具体的にはどれだけの伸びがあるか、少なくなるか、見込みなんですけれども、出せないということでございますが、前年度並みということでお聞きしましたが、私としましては主力財源であります固定資産税の伸びを期待するところでございます。

今後の見通しについて、町長にお伺いします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 廣瀬議員の再質問にお答えをしたいと思います。

議員と思いは同様でございますが、今後の税の伸びに期待をしながら予算編成に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（後藤省治君） 2番 廣瀬隆博君。

○2番（廣瀬隆博君） では、ぜひ固定資産税という大きな主力の財源を伸ばすように、企業誘致等頑張ってくださいと思います。

次の再質問ですけれども、2点目の松並木のことについてですけれども、先ほども3番目の観光のことで回答がございましたが、J R東海の歩け歩けとか、またほかのいろいろな観光行事に関して、観光協会の御努力により、垂井町にたくさんの観光客が来ておられるということでございます。

美濃路の松並木の経過状況にあわせて、補植ですね、新たに植えていくということですが、私の考えですが、旧ゴルフ場の南西の押しボタン式の信号がありますが、そこから西へ、

南側に土のり面がありますんですけれども、そこいらに補植してはどうかと考えるわけなんですけれども、教育長の私見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（後藤省治君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 廣瀬議員の再質問にお答えしたいと思います。

美濃路の松並木につきましては、美濃路唯一の松並木ということで、私ども町の文化財とさせていただきます、これからもその保護に努めてまいりたいと考えているところでございまして、全て補植についてどうするのかということにつきましては、文化財保護協会等、専門家の御意見もいただきながら検討してまいりたいと思う所存でございます。よろしくお願いします。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 通告に従い一般質問をいたします。

まず1点目は、空き家対策についてお尋ねします。

年々空き家がふえ続け、社会問題となっております。人口減少も理由の一つですが、空き家を更地にするのを阻む理由は、解体費用がかかることと、更地にした場合、固定資産税が上がることであります。最近の気象状況を鑑みたとき、想定外の突風や竜巻など、どこの地域で起きてもおかしくない状況であります。そこで、空き家を放置しないためには、有効活用だけでなく、解体の助成金により促進していくことが必要であると考えます。

垂井町においては、垂井町移住定住促進リフォーム事業により、条件はありますが、工事費の10%、限度額10万円、空き家のリフォームについては工事費の20%、限度額20万円という制度があります。しかし、解体についてはありません。そこで、空き家の解体助成金がある自治体もあることから、この制度を視野に入れてはどうかお尋ねをします。

さまざまな事業がある中、財政シミュレーションを踏まえることは重要です。特に、一度始めたら永続的に続けるべき制度や、さらに範囲を広げながら進めなければならない施策においては、その財源確保について、より慎重に進めなければならないと考えます。しかし、解体助成金は、他の自治体を見ますと、何年の何月までという期限付きの自治体や、予算の範囲で先着順という自治体もあります。

空き家の対策については、本当に多くの相談を受けております。災害を未然に防ぐ観点や、空き家の解体促進のためにも必要であると考えます。一度始めたら永続的に続けなければならないという縛りではなく、対応することが可能です。また、更地になった場合の税金についても、何らかの対応策があれば、さらに促進できると考えます。

次に、通学路の安全確保についてお尋ねします。

内閣府のホームページによると、文部科学省の取り組みとしては、学校・教育委員会・関係機関と連携し、安全対策の検討や、特に対策が必要な市町村においては、通学路安全アドバイザーによる専門的な見地から指導・助言を得て、実効性を高める取り組みをしているほか、地域ボランティアによる登下校時の児童・生徒の見守りが効果的に行われるよう支援していると

のことです。実際に垂井町においても、多くのボランティアの方が児童・生徒を日々見守ってくださっています。

また、国土交通省としての取り組みは、学校教育委員会、警察等の関係機関と連携し、歩道整備、路肩カラー舗装、防護柵の設置、車両の速度規制や通過交通の進入規制を図り、通学路における交通安全を確保するため、信号や横断歩道の整備等の対策を推進しているとのこと。未来を担う大切な存在である児童・生徒の通学路について、各方面から関係機関と連携をし、安全確保に努めていることがわかります。

そこでお尋ねしたいのは、通学路にある空き家の管理状況であります。基本的には空き家の管理は持ち主がするということになるとは思いますが、朝の早い時間や夕方遅い時間などに、大人が誰もいない状況で、倒壊のおそれのある建物の横を通ることになれば、当然危険が伴います。空き家など倒壊のおそれのある建物がある場合は、それを未然に防ぐためにも、町として何らかの働きかけが必要になってきますが、その点についてお尋ねします。

次に、2点目ですが、交通安全の町を宣言した垂井町の交通ルール遵守の取り組みについてお尋ねをいたします。

昭和37年5月に、垂井町は交通安全の町を宣言しております。また、基本計画の中ではまちづくりの目標として、交通ルールが守られ、県下で最も交通事故の少ない町になっていきますと掲げています。

2001年には危険運転致死傷罪が新設され、2002年には改正道路交通法が施行されました。これにより、飲酒運転の厳罰化、酒気帯び運転の罰則適用対象の見直しがなされました。さらに近年では、ながら運転による交通事故も社会問題になっております。本年の12月1日より、スマートフォンなどを使用しながら車を走行させるながら運転について、違反点数と罰則金を引き上げ、懲役刑も重くするなど、厳罰化された改正道路交通法が施行されました。これは、スマホを操作しながら運転したことによる死亡事故が相次ぎ、御遺族の方々が厳罰化を求めておられたからです。軽い気持ちでしたことが被害者やその家族の運命を大きく変えると思うと、心が痛みます。

メディアで御遺族の方々が、少しでも運転に不安のあるときは運転しないでくださいと涙ながらに訴えておられたのがとても印象に残り、事の重大さが伝わってまいります。起こしたくて起こす交通事故ではありません。しかし、いつ何どき誰もが加害者や被害者になり得ることを考えると、事故が起きなかったからよいとは簡単に片づけられません。交通ルールを遵守していくことの大切さが改めてわかります。

そこで、垂井町でも交通安全教室など、交通安全のための取り組みをしていると思いますが、まずは議員である私たちがしっかりと交通ルールを守り、お手本とまではいきませんが、その姿を見て、信頼してもらえることが重要であると考えます。私も襟を正してまいりたいと思います。

そこで、町としては交通ルール遵守のためにどのような取り組みをしているのかお尋ねをし、

私の一般質問といたします。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

〔企画調整課長 藤塚康孝君登壇〕

○企画調整課長（藤塚康孝君） 江上議員の1つ目の御質問、空き家対策につきましてお答えをさせていただきます。

本町におきましては、平成30年3月に垂井町空家等対策計画を策定し、総合的な空き家対策を推進しています。適正管理が行われていない空き家は、周辺的生活環境に対する安全性や、環境衛生上の悪影響、景観の阻害などの原因となるため、計画では空き家の適正管理や利活用の促進など、具体的な取り組みとして位置づけております。

そのほか、危険、不要な空き家の除却促進についても具体的な取り組みとして位置づけており、その中で、所有者等による空き家の除却に対する支援として、老朽化して倒壊などの危険性のある空き家の所有者等が空き家を除却する場合における支援対策について検討しますとしており、議員御提案の除却に対する補助制度はこれに該当します。

計画策定の際、実施しました所有者等への意向調査においても、困っていることとしまして、解体したいが、解体費用の支出が困難で解体ができないと回答された方が2割あり、高額になりがちな費用負担が除却を進める上で支障になっているのも事実であります。

県においても、市町村が行う空き家の除却に関する事業に対し補助を実施しており、除却補助制度の創設について求められていることから、本町での補助制度の構築について検討していきたいと考えています。その際、個人財産に対する公費の負担投入という側面もあることから、補助対象となる空き家につきましては、公共の福祉の増進に寄与する物件に限って認めるなど、慎重に検討していきたいと考えております。

また、空き家を除却して更地にすることで、固定資産税の特例措置がなくなり、現状と比較すると最大6倍となることにつきましては、除却後の固定資産税の減免制度を設けている自治体もありますが、税制の問題でもありますので、今後の国の動向等を注視していきたいと考えております。

通学路の安全確保につきましては、教育委員会において垂井町通学路安全推進会議を開催しており、私も委員となっておりますが、会議におきましては定期的な合同点検を実施し、通学路沿いにおける空き家の件数についても指摘を受けることがございます。ここで指摘を受けた空き家に関しましては、企画調整課におきまして所有者等を特定し、その所有者等に対し、文書によりまして適正管理の依頼を行っております。

今後、あくまでも個人の財産であるため、所有者等が適正に管理するのが原則であり、依頼という形にならざるを得ないことではありますが、現状が改善されない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法や建築基準法など、関連する法令による措置を検討し、それぞれの担当部署で適正な措置を講じていきたいと考えております。

次に、2つ目の御質問、交通ルール遵守の取り組みでございますが、本町の交通安全対策に

つきましては、年4回交通安全運動にあわせ、垂井町交通安全対策協議会を開催しています。本協議会は、町長を会長に、副町長や教育長、役場職員、垂井警察署長、交通課長、小・中学校長やそれぞれのPTA会長、保育園、幼稚園、こども園長やそれぞれの保護者会長、不破地区交通安全協会垂井連絡協議会各支部長、各地区連合自治会長など、さまざまな主体の委員で構成されており、現在の交通情勢の情報共有や、運動期間における取り組みについて協議を行っております。

この運動期間中には、町職員による街頭指導として、毎朝文化会館西交差点に職員2人が立ち、啓発ジャンパーやのぼり旗による啓発活動も行っております。これ以外にも、垂井警察署が主催します交通安全啓発運動に、不破地区交通安全協会の皆さんなどと参加し、官民一体となった活動を行っております。また、交通指導員を設置し、住民の交通安全、交通事故防止及び交通安全意識の高揚も図っています。具体的には、通学路の危険箇所毎朝立ち、児童などに交通安全指導を行うとともに、小学校の自転車大会練習への参加、保育園、幼稚園、こども園の園児や児童への交通安全教室の実施、老人クラブなどの高齢者向け交通安全教室の実施などを行っております。

特に、児童や生徒への交通安全教室は、昨年度は78回実施しており、その時点で自分の命を守ることとあわせ、大人になってからの交通安全意識の醸成に効果的であると考えられ、継続的な取り組みは長期的な視野に立った効果が期待できると考えております。

そのほか、高齢等の理由によります運転技術の低下が招く交通事故発生を抑止するため、その運転免許証の自主返納を支援する事業として、自主返納をした方を対象に、申請により、巡回バスの定期券1年分を交付する取り組みも行っております。

交通事故は、加害者、被害者あわせて誰も幸せにしません。どんなにハード対策を行ったとしても、一人一人の交通安全意識によるところが大きいものです。今後も交通安全意識の高揚を図るため、継続的な取り組みを実施していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 水野忠宗君。

〔学校教育課長 水野忠宗君登壇〕

○学校教育課長（水野忠宗君） 江上議員の1つ目の質問、通学路付近にある空き家の倒壊のおそれについてお答えをさせていただきます。

通学路の安全確保につきましては、垂井町通学路交通安全プログラムに基づき、国土交通省、岐阜国道事務所、岐阜県大垣土木事務所、垂井警察署、不破地区交通安全協会垂井連絡協議会、垂井町地区まちづくり協議会連絡会、NPO法人こども見守り隊、垂井町PTA連合会、垂井町小・中校長会のそれぞれの代表並びに企画調整課、建設課及び学校教育課の職員で構成する通学路安全推進会議において、小・中学校や保護者からの指摘のありました通学路の危険箇所について、各校の管理者も立ち会いながら合同点検を実施する中で、安全対策を検討し、実施しております。

昨年度からは防犯の視点も加え、点検をしており、廃屋についても危険箇所として上がってきましたが、企画調整課に依頼しながら児童にも安全指導をしているところがございます。引き続き児童の安全を確保するため、空き家の存在にも注視しながら、安全点検及び安全対策を各部署とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 再質問をいたします。

先ほどの課長の御答弁で、なかなかこの問題が解決しないのは、費用負担が妨げになっている、国の動向を踏まえながら慎重に検討をしていきたいという御答弁であったかと思えますけれども、この空き家の解体除去につきましては、市町村独自の施策のある自治体というのが16市町村あるということでございます。これについて町長はどのように考えておられるか、ちょっと見解をお尋ねいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 江上議員の再質問にお答えしたいと思いますが、先ほど、それぞれの所管の課長から御回答申し上げますとおり、安全教室の開催を手を入れずしてということになりますと、また内容が変わってくるかと思えますけれども、交通安全対策協議会の折の情報共有、それから交通指導員直接によります各小学校、老人クラブ等々について、それぞれ反応も、過去からでございますけれども、いい指導をしていただいておりますところでございます。税制問題等々きちっと判断をした上じゃないと、今議会の一般質問の中で、すぐさま除去に伴う費用について実施するというお答えにはならないということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、空き家の関係でございますけれども、その対策としては、今申し上げた内容でございますけれども、除去に係ります制度云々につきましては、先ほども課長が申しましたとおり、公共福祉の増進に寄与するといったようなことの視点のもとに検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 先ほど私が質問させていただきましたのは、要するに、どうしてその16市町村がそれを積極的に行っているかという、その目的というのがございまして、一つには、私が先ほど1問目で聞きました周辺を通行する人への危険性の回避、それが一つ。それから自然災害の危険の回避、それとこれも非常に大きな心配事でございますけれども、いわゆる空き家の火災時、火災が起きたときの回避という観点に立って財源措置をして、それを独自で行うと。

もちろん国の交付金、地域住宅交付金等々あるのは私も承知いたしておりますけれども、やはりその辺をもう少し踏み込んだ形でできないのかということ再度お尋ねをしたいと思えます。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

○企画調整課長（藤塚康孝君） 今、江上議員からいろいろと補助制度について御指摘をいただいておりますけれども、岐阜県が行っております補助制度につきましては、岐阜県空き家総合整備事業と、岐阜県空家除去費支援事業というふうで、2つの補助事業がございまして、県におきましても、これらを実施するよう強くうちのほうに要請しているところございまして、そのようなことも踏まえまして、除去に対する補助につきましては、いい方向になるように今後検討していきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） ただいま、いいふうになるようにというふうにおっしゃっていただけましたので、ぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

それからもう一点、固定資産税の減免措置ですね、これは住宅用地特例が外れたがために、なかなか空き家の解体が進まないというのがございます。これもいわゆる減免措置として、幾つか独自で予算措置をしている市町があります。例えば福岡県のある市では、10年間減免期間を設けて減免をしていくと。鳥取県のあるまちでも同じく10年間、そのほか2年とか3年とかをやっているところがあります。これもやっぱり非常に大きな問題でありますので、そちらのほうの取り組みはいかがでしょうか。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

○企画調整課長（藤塚康孝君） 今、江上議員が申されたように、空き家を更地にしますと現在の6倍というふうなことになります。これを何とかするために減免制度を設けておる自治体もあるんですけれども、補助制度も実施しながら減免制度も実施するということになりますと、やはり税の観点からしますと、税収というのは一財になりまして、今後の垂井町を運営していく中で貴重な大切な財源になりますので、この辺につきましては先ほど申しましたように、国の動向を見ていきながら、またうちの税務所管ともそれらを検討し、財政所管を交えた中で検討していく必要はあるかと思っておりますけれども、なかなか難しい問題だと思っておりますけれども、今後検討していく一つとして御理解願いたいと思います。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 今、課長から6倍というお話がございました。これは基本的には、いわゆる特定空き家に指定をされてしまうと、6倍になってしまうというふうに考えておりますということでございます。したがって、そうなる前に行政として、基本は先ほど申し上げましたように、空き家の管理というのは個人の財産でございまして、個人で管理をするのが基本中の基本であるとはいうものの、やはり自治体として、その辺のことを今のうちからしっかりと踏み込んで対策をとっていただきたい。それは一言お願いをしておきたいと思っております。

次に、2点目の交通ルール遵守についてでございますけれども、交通安全協会等々と密に連絡を取り合って取り組んでいるよということでございますけれども、この宣言が出されたのが昭和37年5月ということでございますので、57年、おおよそ50年がたっております。そのころ

と今とでは当然常識といえますか、例えば飲酒運転、あるいは酒気帯び運転に関して特に感覚は違うわけでありませうけれども、やはり我々議員もしっかりと襟を正して、町民の皆様から信頼されるように、決して、言葉は悪いですがけれども後ろ指を指されないような行動をとることが大切だと思うんですけれども、町長にお尋ねしたいのは、行政のトップとしてそのようなことを職員にどのように周知徹底しているのか、そのあたりを質問いたしまして、私の今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 江上議員の再質問でございますが、職員にどういう指導をしておられるのかというお尋ねでございます。

毎月1日、15日に交通安全日を、車両の点検を兼ねて月2回実施しておるところでございますが、課長会議の折にも毎回各部屋にも掲げてございますけれども、その月の目標なるものを掲げて、交通安全の指導を行っておるところでございます。

それから、毎回は指示はいたしておりませんが、重大な交通法令に違反するようなことがあったときには、厳重な対応をするということを常々申し上げておるところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） ただいま議長のお許しを得ましたので、今回私からは、大きく垂井町地域防災計画と防災関連組織（女性防火クラブ）のあり方についてを問うてまいりたいと存じます。

質問の中身といたしましては、今回は垂井町の課題の中でも多くのお声を寄せていただいております防災、減災等災害に関する事、そしてこれにかかわります組織についてお尋ねをさせていただきますと存じます。

まず初めに、ことしは非常に大きな勢力の台風発生で、河川やため池の決壊など、特に災害規模の大きさに恐怖を覚えた年でありました。被災された各地の皆様には心よりお見舞いを申し上げ、これらに学ぶことの大切さを実感しているところであります。

こうした災害状況がメディア等で伝えられる毎日に心を痛められた町民の方より、垂井町として被災地への積極的な寄附や支援の御提案もいただき、担当課で対応について御検討をいただいたところであります。また、県内防災施設にて研修を受けられた方々からも、我が町の河川やため池、避難所、備蓄倉庫等についても定期的に点検や更新をしているのか、関連組織の体制は大丈夫かなどと町内各所でお聞かせいただく災害に対するお声の多さに、私も阪神大震災時のボランティア経験や、東日本大震災直後、現地に向かい、現地の方にお話をお聞かせいただいた経験などをもとに、今できる御提言は何かと考え、以下、御質問に移らせていただきたいと存じます。

では、防災とは、辞書で意味を調べますと、台風、地震、火事などの災害を防ぐこと。また、

行政における防災の定義は、災害対策基本法第2条第2項に、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいうとのことであります。これは、災害が発生した場合、被害を最小限に抑える減災も、当然ながら含まれていると理解しております。

自分の身は自分で守る。みずから予期せぬ災害に備えておくことは言うまでもありません。しかしながら、みずからがしっかりと備えていても、私たちが暮らしている地域の環境が、災害を未然に防止できる徹底した防災整備状況となっているのかが、先述のとおり心配されるところであります。我が町は、定期的に点検をされ、危険箇所や指摘箇所があった場合、どのように対応されているのか、ちゃんと知って安心したいですね。

そこで、平成27年に策定されました垂井町地域防災計画、ちょっと重いですが、この計画の策定に当たっては、岐阜地方気象台の方、県職員の方、警察や消防、自治会長さんなどをメンバーとして防災会議をお開きになられ、そこでさまざまな御協議をされてきたとのことであります。直近では平成26年度に3回の開催、その前は平成19年に開催と、この会議は町長の諮問に応じて開催されるとのことであります。

この垂井町地域防災計画、平成27年度が最新版としてホームページにもお示しされているところですが、策定をされた平成27年度からは随分時間の経過があり、避難所や公共施設のお示しが、現在ではその機能を果たせていない施設なども含まれております。

また、近年全国各地で起きているこれまでに経験したことのない規模の災害から、どれだけ備えたら大丈夫なのかと、私たちの生活にはかり知れない不安を与えていることを受け、こうした防災計画については常に万全の情報提供体制でなければなりません。

計画中の第1章第4節にも、町の責務として災害対策を推進し、絶えず災害対策の改善を図ることとすとお示しがあります。その後に出されたマップ等では更新されている部分もありますが、全国各地で起きている災害を教訓に、垂井町地域防災計画や、それに付随するマップについても早急に見直すべきであると考えますが、どのようなお考えがあるのかお聞かせいただきたいと存じます。

また、河川やため池、避難所等、危険であったり、その場所も含め、その機能としては適していないなど指摘を受けてはいるものの、改修や修繕等、対応ができていないところはあるのでしょうか。もしあるならば、その対応はいつどのようにされるのか、具体的にお答えいただきたいと存じます。

また、この防災計画の中にも、防災にかかわる大切な組織のお示しがあります。不破消防組合の皆様を初め、垂井町消防団、自主防災組織、女性防火クラブの皆様方には、地域の安心・安全に、昼夜問わず、訓練やいざというときの御対応に心から感謝申し上げるところであります。

中でも女性防火クラブについてであります。この組織の始まりは昭和37年ごろにさかのぼり、婦人消防隊が始まりだったと聞き及んでおります。それから社会情勢の移り変わりで、女

性の社会進出や就労形態等、女性を取り巻く環境が大きく変化をしまっていました。とりわけ日曜日に開催をされる行事においては、仕事が休みの日だからこそ、家庭でしなければならないことが山ほどあり、地域行事に協力はしたいもののなかなかできないのが現状であり、一方では、日曜日がお仕事の方も多くいらっしゃいます。

時代背景をもとに、仕事も家庭も持つ女性が地域活動にかかわりやすい状態で防災意識を高めるには、集団で規律訓練を主としていたこれまでの方法から、実用的で柔軟な方法にシフトチェンジしていくことも重要ではないかと御提言申し上げます。例えば、多様なエネルギー化が進み、以前は火の元とされてきた各御家庭で扱う調理機器や家電製品について、各家庭に合った学びや備えができるよう、御自身の御都合に合わせてお申し込みをすれば、個別でいつでも気軽に参加できる研修会の開催であったり、自治会ごとの自主防災組織に既に参加されているのであれば、毎日のなれた生活環境下で、自治会レベルでの防災意識を高めていただける訓練にできるだけ参加していただくような働きかけへと、また地元消防団の活動をしっかりと御理解いただき、いざというときの連携を図っていただくため、御自身の御都合がいいときなどに機動訓練の様子や演習がごらんいただけるよう、開催時には積極的にお声がけをし、こうした活動の情報発信に傾注されてはと御提言申し上げます。

現在でも組織幹部の方々には、大変お忙しい中、さまざまな機会を通じ、防災についての研修に御参加いただいて、その意識を日々高めていただいております。感謝申し上げます。

また、お子さんとも行くことのできる県の防災施設を活用し、そこで災害や地震の模擬体験などをされ、専門の方からお話をお聞きすることも、災害に対する心を整えるには非常に有効な手段かと存じます。

時代が令和へと変わったこのときに、もちろん男女問わず柔軟で実用的な取り組みを導入されてみてはいかがでしょうかと御提言申し上げます。こうした組織のあり方について、どのようなお考えと取り組みがあるのか、具体的にお示しいただきたいと存じます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 木村議員の御質問、垂井町地域防災計画と防災関連組織、女性防火クラブのあり方につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づき、住民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的として、災害に係る事務または業務に関し、総合的かつ計画的な対策を定めた計画でございます。

垂井町地域防災計画につきましては、平成27年3月に、そしてまた平成23年3月に発生をいたしました東日本大震災などを踏まえ、改定を行っておりまして、それが最終改定となっております。しかし、その後も平成27年9月には関東東北豪雨、平成28年4月には熊本地震、平成29年7月には九州北部豪雨、平成30年7月の豪雨、同年9月の北海道胆振東部地震、本年は台風15号や19号といったように、代表的な災害を列記しただけでも毎年のように

大規模地震や被害が甚大な風水害が発生しており、その被害は毎年激甚化しております。

国においてもそれぞれの災害の被害や、その対策の反省も踏まえまして、災害関連法案やガイドラインなどを見直しており、災害対策の考え方がここ数年で大きく変わってきております。特に昨年の12月に出されました中央防災会議の平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループの報告書においては、これまでの行政主導の取り組みを改善することにより、防災対策を強化するという方向性を抜本的に見直し、住民がみずからの命はみずからが守る意識を持って、みずからの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会を構築する必要があると、行政の限界に踏み込んだ提言をされたのは、特に深く印象に残るものでございました。

そのため、最終改定以降の災害の状況、国・県の動向を踏まえ、また庁舎が移転し、防災拠点が変更になったことを踏まえまして、来年度にも地域防災計画の見直しを行っていきたくと考えております。また、それに付随いたしますマップについても、現在、洪水ハザードマップは県の浸水想定区域の見直し結果を踏まえまして、本年度見直し作業を行っていますが、地域防災計画の見直しにあわせ、順次更新をしてまいりたいと考えております。

また、防災上留意すべき箇所につきましては、河川であれば、毎年県主催により町や地域住民の皆さんと県管理区間の重要水防箇所の合同巡視を行っており、またため池につきましては、県土地改良区、地元管理組合と連携して管理を行い、定期的に点検、改修等を行っております。

避難所につきましては、拠点避難所となります小・中学校は耐震化が完了しておりますが、そのほかの避難所については、予算などの事情もございまして耐震化がなされていない避難所もございまして、災害の種別により使用すべき避難所を地域防災計画で定めておるところでございまして。しかし、激甚化する災害に対して適切に避難所が配置されているのか、指定避難所と指定緊急避難場所の整理がなされているのかなどの課題があるのも事実でございまして。来年度の地域防災計画の見直しの中で、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、防災関連組織のあり方についてでございます。

災害発生時においては、自助、共助、公助がそれぞれの役割を果たし、連携をしていくことが重要でございまして。今回お示しのあった消防団、自主防災組織、女性防火クラブは、まさに共助の中心となって活動をしていただきたい組織でもございまして。このうち消防団や女性防火クラブにつきましては、なかなか担い手がない、団員などになっていただけない、いただいてもなかなか活動に出てこられないなどの課題もございまして、自主防災組織においても、組織はありますけれども形骸化している、活動が活発な組織とそうでない組織との温度差があるなどの課題もございまして。

消防団の定数や、女性防火クラブの組織のあり方につきましては、人口減少社会を迎え、行政、地域、組織が一体となって今後検討をしていく必要があると考えておりますし、また自主防災組織については、毎年開催しております自主防災組織リーダー研修会を通じて、自主防災活動の重要性や行政からの支援について継続的に周知をしてまいりたいと考えております。

また、今後考えていきます上で、大変心強く感じておりますのは、各地区まちづくり協議会での取り組みでございます。中でも東、表佐、府中地区が活発に活動していただいております。提案型共同事業を活用しながら、それぞれに中心となる住民の自主的な組織があり、消防団や自主防災組織といった既存組織を巻き込みながら、防災訓練、危険箇所の点検、防災リーダーの育成など、それぞれの地域の課題をみずから考え、解決策を実践されておるところでもございます。まさに30年7月豪雨の報告書で提言された内容が実践されているのではないのでしょうか。

このような取り組みにつきましては、周りにも波及しております。自主防災組織がなかった自治会に、地域からの働きかけにより自主防災組織が立ち上がったり、自発的に防災士の資格を取得されたりと、町からの働きかけであると、形はできても継続性に問題がありますが、住民みずからの取り組みは、今後とも継続性や発展性が期待できるものと考えております。

現在も協議会の取り組みに対し、町からも支援を行っており、防災士の取得についても補助制度を設けるなどの取り組みを行っておりますが、今後とも行政として行うべき防災対策の充実に不断の努力は続けていきますが、住民主体の防災対策を継続的に支援し、住民と行政が一体となった取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

〔建設課長 高橋伸行君登壇〕

○建設課長（高橋伸行君） 木村議員の御質問の、垂井町地域防災計画と防災関連組織のあり方についての中で、全国各地で起きている災害を教訓としたマップの見直し、危険箇所の改修や修繕等の対応について答弁をさせていただきます。

初めに、全国各地で起きている災害を教訓としたマップの見直しについてでございますけれども、建設課では、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを作成しております。洪水ハザードマップにつきましては、本年度の更新作業を実施しているところでございます。また、地震ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの更新につきましては、今後順次更新をしていきたいと考えております。

現在の洪水ハザードマップにつきましては、町内主要河川の計画規模、50年確率でございますけれども、これにおける浸水エリアを示しており、平成21年3月に作成し、全戸配付いたしております。マップの見直しにつきましては、昨今における全国的な被害状況を鑑み、水防法が改正されたことにより、想定最大規模1,000年確率で雨が降ったときを想定して浸水エリアの周知が必要となったことから、現在その更新作業を進めているところでございます。

地震ハザードマップにつきましては、地震が発生した場合に本町で想定される震度分布や建物の被害状況をあらかじめ示したものであり、揺れやすさマップや地域の危険度マップが掲載され、平成20年3月に作成し、全戸配付いたしております。マップの見直しにつきましては、被害想定や発生確率に大きな変更がないなどの理由から、現在のところ行っておりませんが、

作成後一定の期間を経ていることから、今後、避難所の見直しや想定地震の変更などを踏まえ、見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

土砂災害ハザードマップにつきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により実施した砂防基礎調査の結果をもとに、土砂災害、土石流とか急傾斜地でございますけれども、これらの警戒エリアを示しており、平成22年10月に作成し、対象自治体に配付しております。このマップの見直しにつきましては、2巡目の砂防基礎調査が終了したことから、今後、避難所の見直しや警戒エリアの変更などを踏まえ、順次検討してまいりたいと考えております。

なお、各マップの活用につきましては、今までと同様に配付並びにホームページ等で公表し、周知してまいりたいと考えております。

次に、危険箇所の改修や修繕等の対応についてでございますけれども、日常の巡視及び住民からの情報提供により確認した危険箇所について、緊急度に応じて適宜改修、修繕を実施しております。また、県が管理する一級河川につきましては、岐阜県大垣土木事務所と連携を図り、応急対策及び計画的な修繕を実施するよう対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。今後とも関係部署、関係機関と密な連携を図り、防災対策に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 産業課長 立川昭雄君。

〔産業課長 立川昭雄君登壇〕

○産業課長（立川昭雄君） 私からは、木村議員の御質問、垂井町地域防災計画と防災関連組織のあり方についての中、ため池に係る部分につきましてお答えをさせていただきます。

町内には、防災重点ため池が21施設ございます。これらのため池に係りますハザードマップにつきましては、9月議会で補正予算をお願いさせていただきましたが、未作成である5カ所のため池につきまして、今年度内に作成を予定しているところでございます。

ため池の管理につきましては、土地改良区や管理組合など、各施設の管理者による点検のほか、岐阜県土地改良事業団体連合会によるおおむね5年周期の定期診断を実施いたしまして、町といたしましても、日ごろの目視による点検を初め、大雨後には主要な施設の点検を行っているところでございます。その中で、漏水、耐震不足など機能低下が見られ、整備補修が必要となった施設につきましては、県と協議し、経過観察や、ため池機能の廃止を含めまして、計画的な整備補修に向けて進めているところでございます。

いずれにしましても、各管理者と情報を共有し、管理には万全を期して当たってまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいと思っております。

一問一答にちょっと気をつけながら、あちらこちらへわたってしまうので申しわけありませんが、まず地域防災計画についてですね。町長の御答弁の中にも、全国的な災害を受けて見直しということをごらねてきたということでもありますので、今回とても心強い御答弁、来年度に改定していきたいよということで、その認識でよろしかったでしょうか。お答えをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 再質問にお答えいたしたいと思ひます。

議員御質問のとおり、来年度の改定ということで御理解賜りたいと思ひます。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

先ほど、町長さんの御答弁の中にもありましたけれども、すごく期間があっていたので、本当に心配しておったよというお声に、皆さんちょっと安心されたのかなあとと思ひますし、障がいを持たれた方や御高齢の方とか、小さなお子さんのいらっしゃる御家庭もありますので、早急にお示しいただけたらありがたいなあとと思ひています。

全国的にありました、今、高橋課長さんの御答弁にありましたけれども、マップや計画になかったというところが、今回甚大な災害が起きたということで、そのあたりの想定というのはどうお考えでいらっしゃいますでしょうか。規模を広げられるとか、いろんなことの改定というのは、今回マップの見直しとお答えがありましたので、よろしくお願ひします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 計画見直しに当たっての被災の規模、いわゆる洪水ハザードマップでいいますと、気象状況の考え方でございますけれども、今、垂井町で作成済みの洪水ハザードマップの想定規模は、50年に1度の大雨、この雨量が大体1日250ミリの雨量で想定した洪水ハザードマップを策定しております。

しかし、昨今の気象状況がこれどころじゃない事例が全国各地で見られておりますので、これを1,000年に1度の大雨が降った場合の規模で見直しをします。この1,000年に1度というのは、1日に降る量が、先ほど50年確率で250ミリと言ひましたけれども、この1,000年に1度になると、1日に降る量が750ミリを想定した、741ミリですけれども、おおむね750ミリを想定した規模の、3倍ですけれども、そうなった場合に今の河川がややもするとあふれるという想定規模になります。そういう規模でのマップを今予定しているところでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございます。1,000年に1度ということで、本当に心強い安心・安全のマップが作成されることを期待しております。

ちょっと前後しまして申しわけありませんが、町長御答弁の中で、避難所等の建物のことのお答えに及ばれたかなあとと思ひておりますので、ちょっとそこをお聞ひしたいなあと。

公共施設管理計画、前回の一般質問でさせていただきましたが、やはり今、災害に対する意識というのがすごく高まってきていて、岐阜市さんなんかは来年度に避難所にいち早くなる体育館なんかの改修というのを、防災の観点から27億円かけられまして、全校の全体育館という形でされると。それをエアコン導入をされていくということで、防災に関する改修だということを知っています。

公共施設管理計画もあわせまして、こちらの防災計画というのがやはり見直していかなければならないなあと思うんですが、そのあたりの兼ね合いというのを町長さんにお答えいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

○企画調整課長（藤塚康孝君） 木村議員からの避難所の関係で再質問でございますけれども、地域防災計画に載せております避難所、先ほども町長から答弁申し上げましたけれども、全て耐震されておられません。そのようなことから、先ほどの建設課長の答弁にもございましたけれども、1,000年に1度の浸水害というところで、そこら辺どうしても水に沈むようなところでも避難所があるというところもありますし、具体的な避難所の中身についても検討されていませんので、そのときそのときによって避難所の対応というところで、例えば1階じゃなくて2階を指定するとかというのがあるかと思っておりますので、体育館の空調設備についてもそうかわかりませんが、そこら辺を来年度の課題として防災計画の中で見直していきたいということをおっしゃるので、よろしくお願いします。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。ニュースでもやっています。今、藤塚課長さんの御答弁にもありましたけれども、水がつくところが避難所に指定されているよということで、やはりそこに避難をしに行かなかったんだということが全国的なニュースでも流れていましたので、先ほど高橋課長さんからの御答弁にもありましたように、住民の、地元の方のお声が上がって御指摘があって、応急処置とかいろんなことを対応しているということですので、そちらもしっかりと地元の方のお声をお聞きになられて、今後御対応されていくのがいいかなあと思いますので、申し添えておきたいと思っております。

では、2点目の女性防火クラブについてちょっと再質問させていただきたいと思っております。

まずもって、これまでの熱心な御活動に改めて敬意を表するものであります。この女性防火クラブ委員につきましては、自治会でも選出に大変苦慮されているということも聞き及んでおりまして、過去には確保が難しくて脱退を余儀なくされたのではないかとこのところ、自治会もそういったところもあるというふうに関心しております。

今、岐阜県の女性防火クラブ協議会でしたか、このごろの方針は、ガスや電気がとまっても、家庭にある空き缶などを使えば簡単に御飯が炊ける空き缶コンロによる炊飯ということの普及にも努められているということで、やはりどんどん視点が変わってきているのではないかなあというのは思います。

やはり県も男女共同参画の考え方というのをこういったことにも導入されまして、自主防災組織、垂井町も90%近くでしたか、先ほど御答弁にパーセンテージはなかったかと思えますけれども、85から90の間、たしか加入率があったかと思えます。そちらの強化ということが、やはり県のほうでも重要ということでアナウンスされておりますので、役割として重なる部分の見直しというのは当然考えていかなきゃならないと思えますが、いま一度踏み込んだ考え方を、町長さんのほうからお考えをお示しいただきたいと思えます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 再質問にお答えしたいと思えますが、おっしゃられた内容は、私も同感な部分がございます。しかしながら、これまで培ってきた組織体がございますので、そちらの組織体とも十分協議した上で、今後どうあるべき姿なのかということをも十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 同感ありがとうございます。さらなる女性が地域で活躍できるように、しっかりとそのあたりの見直しも含めて、本当にきめ細やかな女性ならではの防災の観点ということは本当に大事だと思っておりますので、いろいろと組織の会長さんを初め、皆さん本当に御努力いただいて組織を保有いただいているというところもありますし、予算がなかなかないよということのお声も聞いていますので、そういった防災の観点で予算が削られることのないように、しっかりと今後当たられていったらありがたいなあと思っておりますので、申し添えておきます。

私の一般質問を終了させていただきたいと思えます。お答えいただきありがとうございます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 全て御提言にあるように、改革していきますということじゃなしに、一言だけ申し上げたいのは、9月に発生いたしました岩手の火災でございます。現場に議員も出動されておりましたけれども、御婦人方がおにぎりを用意されて、分団の慰労、団員の慰労をしていらっしゃいました。そういったことも含めて、組織体とどうあるべきかということをも十分時間をかけて検討してまいるといふことで御理解賜りたいと思えます。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 私の一般質問のお答えをいただきました。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） しばらく休憩いたします。再開は10時40分といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 3番 乾。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をいたしたいと思ひます。

私からは、3点についてお伺ひをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、自転車保険加入の促進を求むる取り組みについて、2点目は、町内学校の体育館へのエアコン設置の推進について、3点目は、公共施設の管理について、この3点についてお伺ひをしたいと思います。

まず1点目でございますが、自転車保険加入の促進を求むる取り組みについてですが、自転車がかかわる事故は、総数こそ減少しているものの、自転車対歩行者に限ると年間2,500件で横ばい状態ですが、近年は、自転車に乗っていて歩行中の女性をはねて重傷を負わせた小学生の親に約9,500万円の支払いを命じるなど高額賠償の判決が相次いでいます。ところが、保険への加入は十分に進んでいないのが現状であり、2017年には、歩行者が死亡または重傷を負った自転車事故のうち保険に加入していた加害者は6割にとどまっています。

自転車保険は、加入した保険の種類によって補償額が異なるものの、年間数千円の保険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっております。低額の費用で手厚い補償を得られるのが特徴でございます。しかし、保険に未加入だったため高額の賠償金を払えない被害者は、十分な補償を得られず泣き寝入りするしかないということになります。このため、住民に自転車保険に加入を勧める自治体がふえてきています。いずれの自治体も、通学や通勤も含め、自転車を利用する全ての人を対象となっております。

また、自転車の販売店やレンタル店に対しても、購入者や利用者が保険に加入しているか否かを確認し、保険の加入を勧めるよう努力を求めております。

以上のことについては、昨年12月にもお尋ねをさせていただきましたが、再度質問をさせていただきますと思ひます。そのときの答弁では、自転車保険への加入促進を今後も推進していくが、自転車保険加入を義務化する法令の制定については、国や県レベルでの対応を求めていると考えているという回答でございました。同僚議員からも質問をされておりますけれども、それだけ重要視されているのであれば、ぜひとも自転車保険の加入を義務づける条例の制定をお願いするものでございます。

そこでお尋ねをしたいと思います。

1つ目に、自転車事故は発生していると思ひますけれども、自転車事故対策とその周知についてはどのように取り組んでおられるのか。2つ目として、安全教育についてはどのように取り組んでいるのか。3つ目としては、町民の自転車保険の加入状況をどのように把握しているか、またその周知はどのようにしているのか。4つ目として、自転車保険加入の義務化や促進を求むる条例を制定した自治体は広がりを見せておりますけれども、どのように認識をしておられるのか。5つ目として、本町の自転車保険加入の促進の取り組みについてでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

続いて2点目でございますが、学校施設、体育館へのエアコン設置の推進についてござい

ます。

国においては、2018年度第1次補正予算では、小学校の全普通教室を対象にエアコンの設置が予算が盛り込まれ、学校に対する安全対策は前進いたしました。今後は、児童・生徒の体育の場であり、災害時には地域住民の避難場所ともなる学校の体育館への設置推進を図っていかなくてはなりません。

自然災害が多発する昨今、災害発生時の町民の避難箇所は、当然に多くの人が集まれる学校体育館や町民体育館に集中しますが、夏は暑く冬は寒いです。ここ数年は記録的な猛暑に見舞われ、一般家庭内でも熱中症による被害も出てきております。熱中症という言葉が耳から離れることはありません。

学校管理下における熱中症事故については、万全の対策を講じ、児童・生徒の安全確保に向けた取り組みは急務であります。学校体育館は災害時には住民の避難場所として活用されます。避難場所での生活が長期化した場合のことを考えたときに、本当に恐ろしく、とても怖いという思いしかありません。誰もが災害はあってほしくないと思いますが、避難する方が少しでも過ごしやすいように、学校施設、体育館にエアコンの設置を検討すべきと考えます。また、あわせてトイレについても、多人数の方が使用できるよう検討すべきと思います。

ことしの夏においては、垂井町内各小・中学校の教室においてエアコンの設置がなされ、安堵しておりますけれども、さらなる災害が発生した場合の体育館の避難場所としてエアコンの設置は避けられないと思います。もちろん、財政的な負担も大きいことは承知しておりますけれども、国への要望等をしていただき、ぜひ実現に向けていただきたいと思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

続いて3点目でございます。公共施設の管理についてでございます。

一般に公共施設と言いますと、役場、庁舎とか学校、または集会施設などさまざまな施設がありますけれども、俗にいう箱物ではなく、私たちに憩いの場を提供してくれる公園などの公共施設についてお尋ねしたいと思います。

現在の公園、街路樹などの公共施設の管理状況はどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

以上3点について質問させていただきますけれども、わかりやすく丁寧に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

〔企画調整課長 藤塚康孝君登壇〕

○企画調整課長（藤塚康孝君） 乾議員の1つ目の御質問、自転車保険加入の促進を求める取り組みにつきましてお答えさせていただきます。

まず、自転車事故対策や自転車保険の加入促進につきましては、年4回、国や県の交通安全運動期間前に開催します垂井町交通安全対策協議会におきましてそれぞれ推進項目として位置づけ、取り組んでおり、国・県レベルの課題となっております。

また、安全教育につきましては、各小学校におきまして自転車の正しい点検の仕方や安全に乗る方法を教える教室が開催されており、そこには本町の交通指導員も参加し、学校と連携し、交通ルールの遵守や交通マナーの向上に努めております。

次に、自転車保険の加入状況でございますけれども、加入状況につきましては把握しておりませんが、本年4月にau損害保険株式会社が発表しました実態調査によりますと、自転車保険の加入率は全国で56%で、岐阜県は51%と全国22位でございました。

また、自転車保険の加入を義務づけている自治体と義務づけていない自治体を比較しますと、義務化地域が非義務化地域を上回っておりますので、自治体の義務化によります自転車保険の加入促進が進展していることがうかがえる結果となっております。

次に、現在、自転車保険の加入を義務化または努力義務としている自治体は、ほとんどが都道府県や大都市でありまして、前回お答えさせていただきましたとおり市町村単位ではなく、ある程度広域的な範囲で関係団体が連携して対応することが適切ではないかというふうに思っております。御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 水野忠宗君。

〔学校教育課長 水野忠宗君登壇〕

○学校教育課長（水野忠宗君） 私のほうからは、1つ目の自転車保険の加入促進に求める取り組みについてと、交通安全教育の取り組みと、学校施設体育館へのエアコン設置について答弁をさせていただきます。

それでは、まず1点目の安全教育に取り組みについてでございます。

小学校では、1学期において3年生もしくは4年生児童を対象に自転車教室等を開催し、垂井警察署、交通安全協会の方々や町交通指導員から正しい自転車の乗り方等について指導を受けています。学校によっては、自転車に乗るときには必ずヘルメットをかぶりますを全校児童で唱和したり、ある小学校では、自転車教室を家庭教育学級として位置づけし、保護者の方にも参加をしていただいております。また、ある小学校では、学校周辺の道路を利用して安全な自転車の乗り方を実際に指導をしたりしております。

中学校では、4月早々に全校生徒を対象に交通安全教室を開催したり、入学説明会の折に自転車通学に関するルール等を指導したりしております。また、部活動を含め、自転車通学に使用する自転車には、自転車保険に加入することを確認の上、自転車通学を許可しております。また、小・中学校とも年度当初には自転車による賠償責任が附帯されております岐阜県PTA連合会のPTA24保険を保護者の方に御案内しております。今後も児童・生徒の保険加入とともに、安全教育に努めてまいりたいと思っております。

続いて2点目の、町内学校の体育館へのエアコンの設置についてでございます。

先ほど木村議員からの再質問にもありましたとおり、報道によれば岐阜市では2014年度までに小・中学校の教室にエアコンの設置が完了しておることから、2024年度までに全市立小・中学校68校の体育館にエアコンを設置するという方針が報じられました。本町では、普通教室に

つきましては今年度6月までに小学校73教室、中学校30教室の計103教室に設置をしたところでございます。今後は、国の補助金を活用しながら、小学校66教室、中学校28教室の計94教室の特別教室に設置を予定しているところでございます。

議員お尋ねのとおり、学校体育館につきましては災害時に住民の避難所として活用されることから、体育館へのエアコン設置につきましては膨大な経費を伴うことから、財政当局とも調整しながら慎重に検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

〔建設課長 高橋伸行君登壇〕

○建設課長（高橋伸行君） 私からは、公共施設の管理についての答弁をさせていただきます。

答弁の内容は、建設課で所管しております都市公園及び街路沿いの樹木等の管理状況についてでございます。

まず、都市公園につきましては、議員がおっしゃるとおり憩いの場として、ほかにも自然環境の保全やオープンスペースの確保の目的として、現在町内では朝倉運動公園、相川児童公園を初め、9つの都市公園が整備されております。このうち、朝倉運動公園を除く8つの都市公園について建設課で管理を行っておりますが、公園利用者の方に安心して安全にお使いいただけるよう、毎月1回担当職員が各園を回り、遊具を初めとする施設全般の状況について目視や触手により定期的に点検を行っております。これに加えまして、年1回専門業者に目視、触手、聴音、打音、揺動のそれぞれの方法により専門的に遊具の点検を行っているところでございます。このほか、雑草や樹木の処理などといった清掃関連につきましても、毎月の公園点検にて状況を確認する中で、不備な箇所については本課の作業員や業者への委託など、早期に適宜対応を行っております。

一方、公園利用者の方などから施設の状況について御連絡をいただけることがございますが、速やかに修繕や営繕等の対応がとれるよう心がけているところでございます。

続きまして、街路樹につきましては、道路管理者として車道、歩道の通行に支障を来さぬよう、不定期ではございますけれども、年に2回程度剪定をシルバー人材センター等に委託し実施しております。また、住民などからの通報等により、交差点付近におきまして死角となるような街路樹が発見された際には、建設課道路補修員、あるいは建設課職員により速やかに伐採作業を実施しているところでございます。街路樹の周辺の除草につきましても、地元住民の方々との協働による環境整備作業により、憩いの場として維持できているものと感じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。今後も住民の方々や関係機関と密な連携を図り、公園、街路樹などの公共施設の管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いします。

○議長（後藤省治君） 生涯学習課長 木全豊君。

〔生涯学習課長 木全豊君登壇〕

○生涯学習課長（木全 豊君） 乾議員の3つ目の質問、公共施設の管理について、生涯学習課が管理しております施設の状況についてお答えさせていただきます。

生涯学習課におきましては、各地区にあります12の子供遊園地を管理しており、毎月1回職員が全ての子供遊園地を巡回し、遊具や樹木、草など子供遊園地の状況を点検しております。その点検結果に基づき、必要に応じて遊具の修繕や樹木の剪定、草刈りなどを行っております。

なお、遊具につきましては年1回専門業者の点検も行っております。また、いずれの子供遊園地におきましても、地域住民の方々が日ごろからごみ拾いや草取りなどを行っていただいておりますことも申し添えまして、答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

維持管理につきまして、ちょっと御質問させていただきたいと思います。

先ほどお話がございましたように、シルバー人材センターにも委託をしておるということがございます。それに伴いましてお尋ねしたいと思いますが、特にシルバー人材センターに委託している割合がかなり高いというふうに思うわけがございますけれども、平成25年4月1日に施行されました高齢者等の雇用の安定等に関する法律改正によって、一般労働者の派遣事業ができるようになったということになっております。垂井町のシルバー人材センターでも派遣事業ができると理解するわけがございますけれども、これらについて町はどのような対応をしておられるのか、また検討をされているのであればお伺いしたいと思います。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

○副町長（片岡兼男君） 乾議員からの再質問について、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

シルバー人材センターの件でございますが、こちらからは毎年要望をいただいております、どんどん使ってほしいというようなことでいただいております。そのことを申し添えて回答とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ありがとうございます。

なかなかシルバー人材センターというのもお願いするというのは大変な作業でありますし、またシルバー人材センターの方も高齢化されておるというふうなことで、非常に仕事内容にとっては難しいところもあるわけがございますけれども、なかなかほかの民間の人に派遣委託するというのは非常に難しいかもわかりませんが、万が一公園以外のところの伐採とか、高いところで工事ができない、伐採ができないというふうなときには、そういったときにはやっぱり民間の方にもお願いをして伐採等をしていただくのがとは思いますが、ぜひそういったこともございましたら前向きに取り組んでいただいて、憩いの場である公園等につきましては、皆さんが憩いの場で過ごせるような場所をきちっと提供してもらえればというふうに

と思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

○副町長（片岡兼男君） ただいまの再質問につきまして、通常の剪定につきましてはシルバー人材センターに依頼をしているわけですが、例えば高木でやはり危険が伴う、通常のはしごといいですか、そういうものでできない場合などにつきましては、専門の業者、例えば森林組合さんだとかに出していることはございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） どうもありがとうございました。これで一般質問を終わります。

○議長（後藤省治君） 13番 栗田利朗君。

〔13番 栗田利朗君登壇〕

○13番（栗田利朗君） 13番 栗田利朗です。

議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

垂井町消防団及び女性防火クラブについて質問させていただきます。

垂井町消防団の団員の定員定数は、昭和29年町村合併当初は562人でした。その後、昭和35年改正され、条例第3条にて、298名とする。第4条では、年齢18歳以上の者と改正されました。また、消防団規則第5条では、分団の名称及び区域は、各小学校の通学区域と定められました。現在、合原分団26人、東分団38人、表佐分団41人、垂井分団41人、宮代分団43人、府中分団47人、岩手分団54人となっています。各分団の定数は何を基準にして定められたのかお尋ねします。

9月20日、岩手地区連合自治会長、垂井町消防団岩手分団長の連名にて、団員定数10人削減の要望書が出された経緯があります。その内容を少しお話ししますと、垂井町における令和元年9月1日現在の世帯数は1万577世帯であり、世帯数を条例定数298名で割り戻しますと、町全体では35.5軒に1人の割合で消防団員を確保することとなっております。一方、岩手地域の世帯数は約650世帯であり、分団に割り当てられた定数は54人になっています。これを同じように割り戻しますと、岩手地域では12.0軒で1人の消防団員を出さなければならない計算となり、定数1人に対する大きな格差が生じている現状です。ある自治会では8世帯に1人選出していて、団員確保に苦勞している自治会もあります。

60年近くも条例改正がなされていません。この際、垂井町消防団条例第3条、団員の定数298名を見直し、検討されてはいかがでしょうか。また、各分団の定員数基準は、世帯割も考えて見直されてはいかがでしょうか、お尋ねします。

続きまして、女性防火クラブについてお尋ねします。

先ほど同僚議員も女性防火クラブについて質問されましたので、かぶっているところもあるかもしれません。

昭和22年に府中村婦人消防隊が結成され、その後5地区で婦人消防隊が発足されました。昭和37年、垂井町各地区に婦人消防隊発足、昭和46年、各地区婦人消防隊が一本化し、垂井町婦

人消防隊として統合され、平成8年に女性防火クラブと改正されました。現在、定員数305名、垂井第1支部から岩手第3支部まで各支部があり、自治会編成され、クラブ員は257名と聞いています。しかし、垂井町女性防火クラブとしての条例も規則もありません。何を基準にして編成されているのかお尋ねします。

また、岐阜県下の市町村全てに女性防火クラブがあると聞いていますが、これは県からの指導、要請があつて垂井町女性防火クラブが発足したのかお尋ねします。

女性防火クラブが編成されてから規約ができたとも伺っていますが、いかがでしょうか。自治会によっては、女性防火クラブ員を一人も選出していない自治会もあります。任意で選出されているのかお尋ねします。

この際、しっかりとした条例、規則、規約等を作成すべきではないでしょうか。今年度、女性防火クラブに育成補助金138万1,000円が出されていますが、主に何に使われていますか、お尋ねします。

垂井町136ある自治会に自主防災会組織が編成されている自治会が89%もあるので、そこで活動してもらえれば女性防火クラブは必要がないのではという町民の声もあります。いかがでしょうか。早野町長の所見をお伺いたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 栗田議員の御質問、消防団及び女性防火クラブにつきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目の垂井町消防団につきましては、昭和29年9月の町村合併で府中137人、垂井112人、表佐100人、岩手で96人、宮代76人が、そして同年12月には合原の41人が加わり、6分団団員定数562人で結成をされたところでございます。その後、昭和31年には団員定数を496人、4年後の昭和35年には団員定数を298人に改め、現在に至っております。議員の申されたとおりでございます。

昭和58年には、東小学校区に東分団が新設されましたことから、垂井分団、府中分団から団員を移籍させ、7分団編成として現在に至っております。

各分団の定数につきましては、消防ポンプ自動車などの運用状況や施設の維持管理、災害対応といった地域の実情や過去からの経緯などを鑑み、条例定数範囲内で各分団の定数を設けておるところでございます。

要望書におきましては、岩手分団では団員確保について大変御苦労されていると伺っておりますが、少子・高齢社会を迎え、他の分団におきましても同様なことであると、そういうふうに思われます。団員の確保につきましては、各分団さまざまでございますけれども、同級生といった小さいころからのつながりや、スポーツ少年団といった子供を介してのつながりを頼りとして、自治会からの推薦などで団員を確保していただいております。

一方、町内7地区の世帯数、人口を見てみますと、令和元年の10月現在でございますけれども、多い順番で東地区2,420世帯、5,937人。垂井地区2,295世帯、5,530人。府中地区1,658世帯、4,402人。宮代地区1,477世帯、3,580人。表佐地区1,451世帯、3,584人。岩手地区851世帯、2,251人。栗原地区414世帯、1,079人となっておりますところでございます。このうち、20歳から54歳までの男性の人数を見てみますと、東地区が1,258人、垂井地区1,130人、府中地区908人、表佐地区752人、宮代地区732人、岩手地区381人、栗原地区192人となっております。これを人口比率で考えてみますと、一番比率が高かったのは東地区の21%でございます、岩手地区17%となっておりますので、データ上は現状の各分団での定数に、対人口比で格差があるものと考えておるところでございます。

しかしながら、各分団の定数につきましては、冒頭にも申し上げましたとおり、過去からの経緯や地域の実情も踏まえて決められた部分も多くございまして、団員の削減につきましては直接住民の安心・安全にかかわる問題でもございますことから、組織本部役員等、あるいは地域の意見も踏まえた中で慎重に協議、検討してまいりたいと、そのように考えております。

次に、2点目の女性防火クラブにつきましては、昭和22年に府中村婦人消防隊が結成され、その後、昭和37年までに13支部隊が結成し、その後、昭和46年4月に13支部隊を統合し、総勢350人で垂井町婦人消防隊が結成され、その際、垂井町婦人消防隊規約が制定されたところでございます。当初から各支隊の定員に定めはなく、各地区の自治会から団員を選抜していただいていたと、そのように伺っておるところでございます。平成8年には、名称を垂井町女性防火クラブと改め、発足以降何度も規約の定員、支隊数、支部数でございますけれども、変更がなされ、平成21年からは定員305人、本部役員4名と16支部でございますが、として現在に至っております。

県からの指導、要請につきましては、昭和37年4月に岐阜県知事から各市町村長に発足する旨の通知がなされておるところでございますが、平成31年4月現在におけます県下の状況につきましては、31市町村で34クラブが設置されておりました、未設置の市町村につきましては11市町となっております。

女性防火クラブは、その時代の状況に合わせて定員などを改めておりました、各自治会の御協力のもと組織が成り立っております。諸事情により選出していない自治会があることも、そしてまた、その組織のあり方が問われていることも承知をしておるところでございます。

また、女性防火クラブへの育成補助金につきましては、お尋ねにございましたけれども、各地域における防火、それから防災意識の向上のため、火災予防広報、普通救命講習、初期消火訓練、支部会議に係ります経費として御使用になっていただいております。

女性防火クラブにつきましては、消防団と同様、担い手を探すのが大変であるといった問題もございます。各自治会の多くに自主防災組織が設置され、その組織を構成する目的、目標と重複する部分もあることから、組織のあり方につきましては、人口減少社会を迎えて、行政、地域、組織が一体となって今後十分検討をしていく必要があるものと、そのように考えており

ますので、今後につきましては支部役員の皆様等とも十分協議、検討を重ねてまいりたいと、そのように思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 13番 栗田利朗君。

○13番（栗田利朗君） ただいま町長から御答弁をいただきましたけれども、私が聞いたかったのは、垂井町の消防団条例、298名を変えるつもりはないですかということですので、まずそこをお尋ねいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 先ほども回答の中に、58年に東分団ができた折に、垂井分団等々の定数から、東分団に定数の数をふやした経緯がございます。団本部役員等々とも十分その移籍が可能なか否か、定数に触れる前にそういったことも十分踏まえた中でさらに検討を深めていきたいということで、御理解賜りたいと思います。

○議長（後藤省治君） 13番 栗田利朗君。

○13番（栗田利朗君） 女性防火クラブにつきましても、先ほど言いましたようにしっかりとした条例とか規約がないものですので、この際、女性防火クラブのほうもしっかりしたものをつくっていただきたいということを再度申し上げたいと思います。それについてもお答えいただきたいと思います。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 条例にするか否か、規約のままでどうなのかといったこともございますが、実際に現場はどういった状況にあるのかということ、やっぱり組織体が現にあるわけですから、その組織体の本部役員、先ほども本部役員4名というお話をさせていただきましたが、現状の課題等々が十分整理がなされた上で決断してまいりたいと思っておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。十分役員会にも出席しながら議論を交わしていきたいなあというふうに思っております。

○議長（後藤省治君） 13番 栗田利朗君。

○13番（栗田利朗君） 女性防火クラブにつきましては、自治会で一人も選出されていないところがあるんですけど、それは聞きましたら、しっかりした条例も規約もないで出さないやという声がありますのでお尋ねしているので、再度その辺についてはどうなんですかということをお尋ねします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 30年の7月に大幅に国が、今回の大震災を契機に、自分たちのことは、自助・共助の関連でございますけれども、先ほども木村議員のときにも少しお話をさせていただきましたが、国も行政体に、公助ばかりを頼りにしても、結局現場だといったようなことに、ガイドラインの言葉も少し変化が生じておるような状況下でございます。決して議論を聞かすための回答として御理解賜ると非常に語弊がございますが、条例があろうと規約であろうと、現場においてその必要性について問われるという背景があることがうかがえますことから、そ

ういった未設置のところもあるということの情報も、本部役員のところと協議の俎上に上げながら検討をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤省治君） 5番 藤埴理君。

〔5番 藤埴理君登壇〕

○5番（藤埴 理君） 議長の許可を得ましたので、通告に従ひまして私のほうから一般質問をさせていただきます。

私は、学校給食の無償化と学校教育の充実という大きなテーマでお話をさせていただきたい。一般質問をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

今回、私は文教厚生委員会の委員であるにもかかわらず、あえて所属の委員会についての一般質問をいたします。心苦しいとは思ひますけれども、この次年度の予算編成時期であることを考慮した質問であるがゆえに、その点を御理解いただきますようよろしくお願ひをいたします。

さて、9月議会で同僚議員から一般質問において、町長からの回答に、中学生の給食費の無償化を次年度より実施したい旨の発言がございました。この点について少し詳しくお尋ねをしたいと思ひます。

今回の給食費を無償化することにどのような意図や意味があるのでしょうか。第6次総合計画の中にある6-1. 学校教育、5-1. 子育てなど、かかわるテーマのどこを見ても出てまいりません。組織別行動計画の中においても、地場産物の活用や食育の推進、給食センターの充実なる項目は出てまいりますが、どれも安全な給食を提供することに力点を置いた計画と思われます。

また、基本構想の中の垂井町の将来像に触れられた人口減少への対応という言葉の中でこれを捉えることもできますが、給食費の無償化という施策が、その対応策として十分な成果を上げられるのか、私は大変疑問に思っております。

人口減少への対応は、少子化の克服、子育て支援の充実、学校教育の充実など総合的な取り組みの結果として子育て世代の人口流入なくしては考えることができないものと考えております。結果、一施策だけでそれほどの成果は期待ができないと感じております。

先日、副町長も同行されておりましたので御報告を受けているかとは思ひますけれども、10月の文教厚生委員会で視察した埼玉県神川町では、小・中学生の給食費の無償化に伴う補助金交付を行っておられます。埼玉県でもほとんど無償化を実施していない状況、県下で3つというふうに向っておりますけれども、こういう点から推測しましても、転出の抑制や転入の促進といった目的を持って、子育て支援推進のための一つとして無償化に取り組んでおられます。

本年度以前は第3子以降の無償化を実施しておられ、本年度より拡大をされた状況にあります。今後どれほどの効果が上がるのか、未知数ではありますけれども、これまでのところ本町と同じように少しずつ人口減少傾向を示しており、今後に期待したいと思ひます。

あわせて、神川町では、子ども医療費の支給対象年齢を15歳から18歳に本年度より引き上げ

を実施しておることをつけ加えておきます。

あくまでも神川町の担当者からのお話を聞いた私個人の感想ではありますが、特定された個人への補助金との観点から、得策とは言いがたい施策であるというふうに感じました。我が垂井町ではどのような結果につながるのかわかりませんが、子育て支援がこの施策だけで大きな期待はできないものと考えております。先ほども述べたとおり、給食費という個人への直接的とも言える補助金給付が本当に必要なのか、いま一度考え直す必要があるのではないかというふうに思います。

また、その財源についても、歳入における国や県の交付税や補助金などがあるわけもなく、歳出の削減に努めることとなろうと思えますけれども、基本的に中学校費8,500万円の本年度の予算の中で削減できる項目があるとは思えません。

また、今後小学生への拡大ともなると、さらにその財源はどうするのかを今から考えておく必要があると思えます。本年度は財源がないからという理由で取りやめがたい補助金であるということを認識を持って取り組まなければならない、その覚悟を持ってこの施策を取り組んでいかなければならないというふうに思っております。また、今後に向かって、子育てや学校教育の充実を目的とした前向きな取り組みについて、私なりに考えたいと思えます。

垂井町の人口減少や、少子化には歯どめがかからない状況にあることは明らかです。では、どうしたら現状を維持することができるのかを考える必要があります。

どの御家庭でもお子さんの教育には力を入れておられると思えます。学校だけではなく、塾や家庭教師など学校以外での学習に頼っておられる家庭があるのも現状だと認識しております。そうすると、家庭の経済状況によって大きくその格差ができてしまうことになりかねません。その格差を少なくするには、何が必要でしょうか。それは、学校教育をより充実させることに尽きると考えます。

仮に、このまま小・中学校の児童・生徒数が減少していくと仮定するならば、学級数が減少します。当然ながら教師の数も減少します。学級数が1減少すると、教室数が1減少するだけにとどまらないケースもあると聞いております。そうすると、その学校運営にも少なからず影響もあり、不足する教師への負担もふえます。その結果、児童・生徒への影響は必ずあるものと考えなければなりません。

もし給食費無償化に伴う財源があるのであれば、町単独の予算でも教師の確保に努めることも可能ではないでしょうか。その結果、教育の充実が図れるのであれば、給食費を無償化するよりも垂井町にとって将来的によい結果をもたらすことになると思えます。

また、先日、表佐小学校で行われました垂井町学校研究発表会を見させていただいたときに感じたことではありますが、私世代の子供たちが学校へ通うころとは、教室の様子、また授業の進め方など随分と変わっていました。どの教科の教室でも、また体育館においても、PCとモニターを利用した授業風景に私自身大変驚かされました。ある学年の教室では、カメラとモニターを使って合原小学校との交流授業が行われておりました。まさに今、教育現場ではICT

を活用した教育が着実に進んでおるものと感じております。

また、6年生のパソコン教室において、自分でPCを直接操作してプログラミング学習をする授業が行われておりました。今後は一人一台のPC機器の必要性がますます高まってくることは容易に想像できます。今後、垂井町でも教育の質の変化に対応した学校教育の施策の必要性を強く感じたところであります。

子供たちのために、同じ予算を使うのであれば、今後ICTの活用など教育の質が大きく変わろうとする今こそ、本当に使うべき予算はPCやタブレットといった機器の更新や導入に割くべきと考えます。さらには、高規格の無線LANの導入にも積極的に取り組むべきと感じております。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 中学生の給食費無償化に伴う想定される補助金の予算額は幾らなのかお知らせください。2. その財源はどのように考えておられるのか、できるだけ具体的にお願いいたします。3. この先、無償化を小学生にも拡大される予定はあるのか、またその財源はどうか、その点についてもよろしくお願いたします。4番目、学級数の減少に伴う教師の数の減少数は同じであるのか。5番目、不足する教師の数を町単独の予算で補うことは可能か。6番目、学校内のICTの活用を図るために、PCの更新やタブレットなど新しい機器の導入を検討されておるのか。これは国においても先日発表されておりますので、国の施策によって変わってくるということは十分理解をしておりますが、町としてどう捉えているのかということについてお聞きをします。7番目、各校とも現在無線LANの導入はされているのか。当然、機器が多くなれば接続エリア、また接続数的なものの拡大も図っていかねばならないという観点から、今後どのような見通しを持っておられるのか。8番目、今後少子化対策のための具体的な施策、先ほどの給食費の無償化以外にもどんなことを考えておられるのか。子育て支援の多角的な戦略があれば、その点についてもお答えいただきたいと思っております。

今申した1から8まで、1、2、3、8は町長に、4、5、6、7は教育長並びに学校教育課長にお尋ねをいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 藤壇議員の学校給食費の無償化と学校教育の充実について、1、2、3、8番について私のほうから御回答を申し上げたいと思っております。

第6次総合計画、福祉・健康、全ての人が笑顔になれる優しさにあふれた町、子育て環境の充実、目標人口の達成において特に重要な分野の一つでございます。第6次総合計画策定のための保護者のアンケートによりますと、垂井町の子育て環境については、約半数の保護者が「満足している」と回答をされております。一方、不満足の原因でございますけれども、子供の進学、就労環境が51.7%で最も高く、次いで子供が遊べる場所が44.8%、子育て支援サービスが41.4%となっております。また、子育てしやすい町にするためにすべきこ

としてはどの問いに対しましては、子育て・教育に関する手当や助成等経済的支援の充実が56.8%で最も高く、次いで放課後の子供の居場所の充実が42.7%となっております。

文部科学省では、平成29年12月に平成28年度子供の学習費調査の結果について公表しております。内容といたしましては、子供を公立または私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、全日制でございますが、通学させている保護者が子供の学校教育及び学校外活動のために支出した1年間の経費の実態を捉えるための調査結果でございます。調査結果の概要をみますと、学習費の総額につきましては公立幼稚園23万4,000円、公立小学校32万2,000円、公立中学校47万9,000円、公立高等学校、全日制で45万1,000円、私立高等学校、全日制で104万円となっております。この報告から、中学生の学習費が総額が高く、中学生の保護者の負担が大きいことがわかるかと思えます。こうしたことから、中学生の保護者への支援も重要な子育て支援と捉え、次年度から中学生の給食費の無償化を実施してまいりたいと、そのように考えております。

第1点目の、中学生の給食費の無償化に伴う想定される補助金の額についてのお尋ねでございます。令和2年度中学生1年生から3年生の生徒数の見込みにつきましては、831人でございます。また、町内の中学校以外の学校へ通学している方や食物アレルギー等で給食を食べることができず弁当を持参している方もいらっしゃいますことから、総人数といたしましては今のところ860人を見込んでおるところでございます。したがって、年間4,350万円ほどを予定させていただいております。

次に、2点目の財源はどのように考えているのかについてでございますが、無償化の財源につきましては9月定例会の一般質問にも申しましたとおり、今後の財政状況の見通しや、見直すべき事業について調査研究をすることにより財源を確保していくと、そのように答弁をさせていただきました。

現在、今後5年間の財政状況の見通しを示す中期財政計画を作成いたす中で、各年度の財源不足がどの程度になるのかについて試算をしておるところでございます。想定される財源不足を解消するために、今後の主要事業の見直し、事業目的が達成されたものや、効果が低いと判断される既存の事業の廃止または縮小、そのほか職員の時間外等の縮減などを行うこと等によりまして、各年度の実質単年度収支の黒字化を図ってまいりたい、そのように考えております。近日中に中期財政計画を廃止、縮小する事業について別途お示しをさせていただく予定としております。

次に3点目の、この先無償化を小学生、子供、園児にも拡大する予定はあるのかについてでございますが、まずは中学生の給食費無償化から取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

最後の8番目の、少子化対策のための具体的な施策と、多角的な戦略があればというお尋ねでございます。

2019年の我が国の出生数がとうとう90万人を割り込むことと相成り、少子化に歯どめがきか

ない状況にあります。今いるお子さんの健やかな成長を支援するという視点から、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを取り残すことがないように、少子化対策の一つでございます子育て支援といたしましては、子供家庭総合支援拠点の整備を推進してまいりたいと考えてございます。まだ検討中でございますけれども、痛ましい児童虐待事件が報道される中で、虐待発生時の迅速かつ的確な対応をするために、子供家庭総合支援拠点の機能強化も求められておるところでございます。

支援拠点とは、少し触れたいと思いますけれども、子供や家庭の相談に子供支援の専門性を持ち、要保護対象児童の主担当機関として子供や家庭を切れ目なく継続的に支援をする機関でございます。妊娠期から子育て期における総合相談窓口として、今年度保健センターに、子育て世代地域包括支援センターを開設したところでございますが、この子育て世代包括支援センターとの一体性を構築しながら、支援拠点の整備も進めてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

子育てのしやすい環境を総合的に整備する施策につきまして、関係機関と連携を図りながら、長期的ではございますけれども、少子化対策により一層取り組む所存でございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 私からは、藤埴議員の御質問のうち、4番と5番について私から御回答を申し上げたいと思っております。

4番目の学級数の減少に伴う教師数の減少数は同じかについてお答えします。

御質問にありましたとおり、教育委員会におきましても学校教育の充実、教育の質の向上、時代の変化に対応した教育の推進、これらの重要性を認識し、取り組んでいるところでございます。

さて、小・中学校における教職員の数は、児童・生徒数、学級数による教職員定数と、例えば少人数指導、通級指導などの目的に応じた加配定数によってその数が決まっております。教職員定数のうち、教師数、これを教員数と言いかえさせていただきますが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務教育標準法によりまして、学級数に応じて都道府県ごとの教員数が決まります。その後、都道府県ごとに策定します学級数による配当基準によりまして各学校の教員数が決められております。

岐阜県におきましては、学級数に応じて配当すべき教員数を小学校教員配当基準、中学校教員配当基準として示されています。小学校教員配当基準では、学級数が1つふえれば教員数はおおむね1人ふえる基準になっています。しかし、例えば13学級では14人の教員数ですが、14学級では16人になるなど、1学級増加することで教員が2人増加する場合があります。

一方、中学校教員配当基準では、例えば6学級では9人、7学級では11人、8学級では13人と、学級が1つふえると教員が2人ふえる場合が多くなっています。

また、加配定数は、例えば少人数指導、少人数学級、通級指導など各学校の実情と加配の目的に応じて毎年配置されるものです。この数の増減につきましては、学級数の増減とは大きなかわりはありません。したがって、学級数の減少に伴いましておおむね教員数は減少しますが、学級数が1減少したから必ずしも教員が1減少するとばかりは言えず、また中学校では学級数が1減少したら、教員数が2減少するケースが多いとも言えます。

続きまして5番目の、不足する教師の数を町単独の予算で補うことは可能かについてお答えします。

学級数が減少したとしても、県教育委員会からは配当基準に従いまして学級数に応じた教員数が配当されますので、いわゆる不足という状況と言えるか否かは吟味が必要かと存じます。ただし、本町に限らず、どの学校も教員が一人でも多く欲しいという願いを持っており、教育委員会としても各学校の教員数は一人でも多くと願っておりますので、国・県に対して毎年教員数の増加につながる要望をしているところであります。そこで、教員を町単独の予算で任用し、学校へ配置することは可能か否かということでお答えをいたしたいと思っております。

かつては、市町村立小・中学校の教職員は都道府県が採用した教職員でなければなりませんでしたが、しかしながら、市町村立学校職員給与負担法の改正等によりまして、現在は市町村費で教員を任用、配置することができるようになっております。本町におきましても、既に教育支援講師を任用した実績もございます。これは、小学校3年生まで少人数学級であった学級が、4年生で1つの学級になり、35人を超えた場合、教科の授業を2つの学級に分けてきめ細かく見届ける、指導することができるようにしたものであります。今後も同様の状況が生まれれば、教育支援講師を任用しまして配置をしてまいる所存でございます。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 水野忠宗君。

〔学校教育課長 水野忠宗君登壇〕

○学校教育課長（水野忠宗君） 私のほうからは、6点目、7点目の質問についてお答えしたいと思っております。

まず6点目、学校内のICTの活用を図るため、PCの更新やタブレットなどの新たな機器導入を検討されているかについてでございます。

本年度より小学校、再来年度より中学校で全面実施となります学習指導要領では、言語活動や体験活動に加え、ICT等を活用した学習活動を充実することが求められております。特に、小学校においては新たにプログラミング教育が位置づけられました。プログラミング教育では、コンピューターに意図した処理を行わせるために試行錯誤しながらプログラミングをする体験を通して、論理的思考力を身につけることが求められております。

本町では、表佐小学校、合原小学校の2校をICT推進指定校に指定し、ICTを活用した学習活動を研究してまいりました。表佐小学校の実践を議員に御紹介いただいたとおり、現在、

さまざまな学習の場面におけるICTの活用が期待されているところです。合原小学校においても、マイクロビットというコンピューター機器を活用したプログラミング学習を理科の授業で行いました。こうした2校の実践からも、ICTを活用した学習活動の充実は極めて重要であると考えております。

学校のICT環境の整備につきましては、中学校の生徒用パソコンを昨年度末に更新いたしました。その際、不破中学校においてはデスクトップとしてもタブレットとしても使用可能なター・イン・ワン型のパソコンを試験的に導入したところでございます。

小学校のパソコンにつきましては、パソコン室において従来2人で1台が使用できるよう整備をしておりましたが、今年度末までに1人1台が使用できるように台数をふやしております。設置するパソコンには、プログラミングソフト3種類をインストールするように準備を進めているところでございます。

そのほか、教室で使える電子黒板や大型モニターを、昨年度4台、今年度7台を配置しております。また、教科書にある写真や絵、動画や音声など学習に必要な教材をモニター等で提示できるデジタル教科書につきましても、全学校に配備するよう準備を進めているところでございます。今後もICTを活用した学習活動の充実のために計画的に配備をしていくつもりでございます。

続きまして7点目の、各校に現在無線LANの導入はされているのか、今後の見通しはについてでございます。小・中学校の校内有線LANの配置につきましては、平成13年、14年に終了をしております。無線LANの設置につきましては、各教室までに配置されています有線LANにアクセスポイント、通信ネットワークの端末でコンピューターなどからの接続要求を受け、ネットワークへの通信を仲介する機器のことでございますが、それを設置することで各教室内でタブレットを使用することが可能となります。現在そのアクセスポイントにつきましては、試験的に不破中に6台、合原小学校に2台導入済みでございます。今後タブレット導入に伴い、現状の校内LAN、有線LANにつきましても、アクセスポイントの接続については検証の必要がございます。その検証の結果によっては、高規格LANに対応した機器の導入も校内有線LANの交換や無線LANについての検討が必要となる場合もございます。

ICT環境整備には多額の費用が伴うため、今後の国の動向や近隣市町の状況を把握しながら整備をしていきたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳理君） とりあえず、御回答ありがとうございました。

今、教育課長からも言われたとおり、多額の費用が学校の教育を充実させるために必要だよというふうに僕は理解をしておりますし、今後新しい時代を担っていく子供たちが、ICTを利用しながら当然社会へ旅立っていく、その前段階として、きちっとした教育を受けさせるということは非常に大事なことではないかというふうに僕は捉えております。その点について、そういった考えを町長はもう少し持たれたほうがいいんじゃないかなあというふうに私自身は

感じました。先ほど教育費の問題を小学校、中学校幾らという具体的な金額を上げていただきましたけれども、現実問題としてその格差というのは非常にあると思います。当然、塾等に使われている費用もその中に含まれようかというふうにも僕は思っておりますので、その平均値であるというふうにいったら、やはり例えばP Cの機器すら持っていない御家庭もひよっとしたらあるかもしれない。そういった特別な支援をしなければいけない場合も、当然経済的な支援も必要になっていくだろうかと思いますけれども、それはまた民生費のほうで補っていただく、そんな考え方もやはりできるのではないかなあというふうに僕は思っております。その点、町長どう思われますか。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 藤埴議員の再質問にお答えをしたいと思います。

質問の中に、学校内のI C Tの活用、パソコンの更新やらタブレット、むしろ新たな機器の導入で現場の教育のほうに力点を置けというお尋ねだったと思いますが、学校教育課長が申しましたとおり、1人1台の体制も整えておりますし、それからまだ試験的といった部分の回答もございましたけれども、お尋ねにあった対応については、もう既に垂井町の場合は着手しておる状況下でございます。

私が今回提言をいたしましたのは、加えて現場に、議員が最も大切な現場のことをお尋ねでございますけれども、既に垂井町の場合には踏み込みをしておるという状況でございます。私が今回提案いたしておりますのは、それはそれでもう既に対応済みと、大切な次世代を担う子供たちに手をかけた対応やハード的なことは、このまま進むという方向の中で、加えて今度ソフトに当たりますけれども、地域経済の好循環、それから好影響を与えるであろう無償化によりまして、自由に使えるお金もそういったことの対応につながるものと思っておりますし、そしてまた無償化にするといった実施の配信をすること等によりまして、垂井町の魅力についてのインパクトにも与えると。それから、子育て世代を応援することで、人口減少、少子化、少しでもその衰退を克服することの一翼になるのではないか。それから、目指す方向は、やはり何といたしましても未来を担う子供たちを安心して産み育てられる町に、そして誰もが暮らしやすい町、加えてもう一つ言いたいのは、子供に優しい町につきましては、みんなに優しい町につながるものと。加えて、子供に優しいからこそ、高齢者や障害者にも優しいまちづくりにつながるものと、そういったことも背景にありますことから、このたび無償化の御提案をさせていただいたところでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 5番 藤埴理君。

○5番（藤埴理君） 機器はもう整ったからいいよというような御発言だというふうに私は捉えました。

当然、機器というものは日々進化をしております。ましてやI C Tの世界で、日進月歩の進化をしている、そういったものにやっぱり対応していかなければならない。当然更新というものは必要にはなってくるというふうに思います。先ほど教育長がお話しいただいたように、そ

の教育ができる先生、教師もまた必要になってくるということなんですね。ましてや専門的な知識を持った教師、教員をまた増員していかなければならない、そんなことも考えていかないと、なかなかこのICTの教育を充実させることはできないのではないかなというふうに考えております。

先ほど町単の話をしましたけれども、そうした講師になるのか、各学校に1人ずつ充てるのはなかなか難しいかもわからないですけれども、そうした講師を1人補充することによって、各校をまたいで行ってもらって、また学習機会をふやすことができる。そんなこともやはり考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。これこそ、まさに次世代を担う子供にどう厚い教育を与えていくのか、そういったものを僕はやはりお示しいただいたほうがありがたいなあというふうに思っております。ちょっとその辺をお願いします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） プログラミングの先生方につきましては、先ほども申しましたとおり、決して既に機器を備えてあるからもうやらないよという御理解じゃなしに、当然ながら日進月歩でございます。先ほど学校教育課長が申しましたとおり、校舎における無線LANにつきましても御提言の高規格のLANに対応しよういたしますと、既存の線に情報が耐えられるのかどうかといったことは、先ほど最後の結びにありましたけれども、今後の検討の中で財源の許す範囲で対応していかなければならない。現場の教室で先生が使おうと思ったら動画が動かんとかいったことは、これは論外の話でございますので、既に日進月歩の波の中で対応しておるといふことの御理解でお願いしたいと思っております。

○議長（後藤省治君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 藤墳議員の再質問にお答えをしたいと思います。

表佐小学校の教員も合原小学校の教員も、プログラミング学習を行ったわけなんですけれども、彼らは岐阜県教育センターの研修を受けながら、そこでの研修成果を学校の中で生かしているということでございます。したがって、余りに高度なプログラミング学習にはなっておりませんで、現在教員が研修をすることによってできるものではありません。ただし、藤墳議員さんがおっしゃいましたように、これからさらに日進月歩、機械が進化し、当然プログラミング学習もさらに深まってこれば、研修だけでは対応できないことも多分にあるかなあというふうに思っておりますので、そうした事態になりましたときには、先ほど申しました市町村費での非常勤講師等々の採用等々についても、他の市町村の動向を見ながら、教育委員会としては検討をしてみたいと考えております。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳 理君） もう1分しかないという時間になりましたので、手短かに話をします。

給食費の無償化については、非常に僕はやはり反対の立場をしっかりと持っておりますので、またその点について3月議会等でしっかりと議論をしてみたい、そのように考えておりますので、御答弁は結構でございますけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤省治君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 7番 中村ひとみでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

骨髄バンクドナー登録推進についてお伺いいたします。白血病や悪性リンパ腫、骨髄腫などのいわゆる血液のがんについて取り上げたいと思います。

血液のがんは、以前はなかなか治りにくいと言われており、その複雑さやイメージから、もう助からないのではないかと思ってしまうかもしれません。しかし、現在は医療の技術も進歩したので、血液のがんになったとしても助かる割合が多くなっております。

治療法は、抗がん剤を使った化学療法、放射線療法、造血幹細胞移植療法が主なものです。病気の種類や患者の症状、年齢、体格、社会的要因などにより、まさに十人十色の治療法が選択されます。その中で、造血幹細胞移植について質問をいたします。

血液のがんを患った人の中には、先ほど申し上げた選択肢の中で移植しかないという方もたくさんおられます。文字どおり移植でありますから、健康な造血幹細胞を提供してくださる方、ドナーがいて初めて成り立つ治療であり、その取りまとめや患者とのコーディネートをしているのが日本骨髄バンク並びに臍帯血バンクであります。骨髄バンクは、ドナー登録希望者から2ccの血液検体を採取し、必要な情報のみ登録するところで、臍帯血バンクは提供希望者の出産時にへその緒から採取した臍帯血をそのまま冷凍保存するところであります。

さて、骨髄バンクでは、ドナーの登録者の確保が大きな課題となっております。登録できる年齢が決まっており、18歳から54歳までで、55歳になり次第、登録から外れていきます。実際の骨髄採取は20歳以降になります。ことし9月末現在のドナー登録者数は、全国で約52万人。骨髄移植を行っている他国と比較すると、ドナー登録自体が少ない状況です。平成24年に移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行に伴い、県や保健所設置自治体等により、さまざまな対策がとられていると思いますが、ドナー登録の実態に対する認識について御所見をお聞かせください。また、保健所管内の血液のがんの患者数、造血幹細胞移植数、ドナー登録数をお聞かせください。

次に、ドナー登録者をふやす対策についてであります。

がん全体に言えることではありますが、罹患率が年齢的に50代で増加に転じ、60代から急増するそうであります。先ほど申し上げましたが、骨髄移植のドナー登録は54歳までですので、少子・高齢化により需要と供給のバランスは厳しさの一途をたどり、移植を必要とする患者はふ

え、ドナー登録者は減ることになります。まずは啓発普及が重要となります。

簡単に登録から提供までの手順を御紹介させていただきます。講演会や啓発事業に参加したり、知人から勧められたりして登録してみようと思った方は、決められた場所で十分な説明を受け、2ccの血液を採取し、登録となります。造血幹細胞移植の一つである骨髄移植は、白血球の8つの形が必要で、兄弟で4分の1の確率、親子でほとんど認められず、他人の場合では数百人から数万人に1人という確率で一致するという事です。登録者の適合率は90%まで高められておりますが、ドナー登録をしても実際に提供に至るケースは約60%程度と言われております。登録し、適合する患者があらわれた場合、最寄りの指定病院で骨髄を採取することになります。適合したからといって必ず実施ではなく、本人のそのときの意向、健康状態、最終的には弁護士立ち会いのもとで家族の同意まで必要とする慎重な判断がなされます。実際の骨髄採取には、説明や健康診断で二、三日の通院、採取に向けた体の準備、採取で四、五日の入院が必要となります。想像よりかなり大がかりになるように感じますが、ドナーさんの体験談からすると、全身麻酔で痛みもなく、大げさな献血という感覚のようであります。ちなみに、ドナーさんは全て無料、費用は全て提供を受ける患者負担となります。

ドナー登録推進のための支援についてであります。骨髄バンクを介して骨髄移植をする場合、患者さんと適合して採取後の健康診断に至るまで8回前後、平日の日中に医療機関へ出向いたり、入院していただくこととなります。その日数をドナー自身の有給休暇を使うのではなく、勤務先がその休日を特別休暇として認めるドナー休暇制度です。勤務先にドナー休暇制度があることは、ドナーの心理的、肉体的な負担の軽減になります。企業、団体によっては従業員にドナー休暇を導入していますが、これまで日本骨髄バンクで確認がとれている民間のドナー休暇制度導入企業、団体は、現在300社を超えていると確認しております。確認ですが、地方公共団体もこの制度があると思いますが、この休暇の取得実績はどうかお聞かせください。

さらに踏み込んだ支援を実施している自治体もあり、骨髄提供をする際の休業助成制度であります。本人や企業に対し助成金を交付する制度で、自治体により内容が異なりますが、全国315の市町村で制度があり、日額本人2万円、企業に1万円という内容が多いようであります。本町におきましても、平成28年度から県の補助を受けてドナー等への助成を行っているところでありますが、その後の利用状況をお伺いいたします。

2点目といたしまして、骨髄移植後のワクチン再接種への助成についてお伺いをいたします。

日本では、子供を病気から守るため、予防接種法に基づき、ポリオなどの予防接種を受けるべきとされています。接種することで免疫を獲得し、抗体ができ、病気にならないようにするためであります。

治療のために造血幹細胞移植を行った場合、移植前に実施された定期予防接種により獲得した免疫は低下もしくは消失し、感染症にかかりやすくなります。そのため、感染症の発生予防、または症状の軽減が期待できる場合には、主治医の指示のもと、移植後に定期接種として受けたワクチンの再接種を、寛解後、順次行っていくことが推奨されておりますが、あくまで予防接

種であり、病気治療ではないため医療保険が適用されず、その費用は保護者の全額負担となっております。多い方で約20万円かかるという方もおられます。

また、対象年齢時に白血病を発病し、闘病中で予防接種、ワクチン接種を受けられなかったという方もいらっしゃいます。白血病の治療は、療養期間が長く、退院後も免疫抑制剤等の薬物療法が必要で、健康保険や高額療養費制度があっても助かってはおりますが、それでも経済的な負担は生活に大きな支障となっております。そのような声を受け、20歳未満の再接種が必要な方への助成を実施する市町に対しまして県が補助をするという新聞発表がありました。本町としてはどのように取り組まれているのかお聞かせください。

2点目といたしまして、垂井町におけるSDGsの推進についてお伺いをいたします。

2015年9月に持続可能な開発サミットが開始され、持続可能な開発のための2030アジェンダ、いわゆるSDGsが採択をされました。

このSDGsは、よりよき将来を実現するために、2030年までに極度の貧困、不平等、不正義をなくし、地球環境や経済活動、人々の暮らしなど私たちの地球を守り、持続可能な開発に向けたさまざまな目標を達成するための行動計画で、具体的な17項目の目標と、169のターゲットを設置しております。

SDGsは、2030年までに誰一人取り残さない世界を実現しようという壮大なチャレンジであり、人間の安全保障とも言うべき共通理念であります。私たちの社会が抱えるさまざまな課題を同時に解決していくために、国際社会が合意した新しい物差しでもあります。日本政府も2016年12月、SDGs達成に向け、あらゆる人々の活動の推進、健康長寿の達成、平和と安全・安心社会の実現など8項目の優先課題を盛り込んだ実施指針を発表しております。

その指針によれば、各課題の具体的施策について、2019年までに取り組み状況確保のためのフォローアップを実現することとされており、そのために企業や自治体と連携した推進体制整備が必要となってきております。

また、2020年度から開始されます新学習指導要綱に盛り込まれることになり、SDGsに基づく教育課程や教材の改善、充実を推進していくことになりました。

自治体には、SDGsに盛り込まれているほとんどの目標や課題が存在していると言えます。これらを効果的に連携させながら、それぞれの地域に適した持続可能な地域創生のありようを考えていくことが、これからの自治体における課題となってまいります。

6月議会において、早野町長の所信表明がございました。町長の示された施政方針とSDGsの比較において、多くの分野で内容が一致しており、我が町の行政運営の方向性に自信と誇りを感じました。

早野町長の掲げる成長都市を目指す上で、町政においてSDGsの推進をされてはいかがでしょうか。垂井町第6次総合計画にもSDGsの記載がありましたが、垂井町らしいその取り組み一つ一つを広く内外に発信し、SDGs先進自治体を目指してはどうかと期待しております。

具体的には、町長が目指しておられる垂井町未来ビジョンに、町長の言葉でSDGsを盛り込んでいただき、誰も取り残さないために職員一人一人が何をすればいいのか、行動する環境の整備をお願いしたいと思います。

また、町民の皆様にはSDGsの啓発が必要と思います。例えば、本町のホームページ、広報においての発信です。同時に、庁舎や行政施設の至るところにSDGsのポスターの掲示、シールでの啓発などをお願いしたいと思います。御所見をお聞かせください。

次に、まちづくり活動におけるSDGsの推進についてお尋ねをいたします。

垂井町に暮らす私たちが、リタイアしてからセカンドステージを最後までスマートに生きるために、また各まちづくりセンターで生じるさまざまな需要に応じることを目的とするため、それぞれが持つ能力、経験、意欲を垂井町の貴重な財産として持ち寄る場の提供、シニア人材バンクの設置をすればいかがでしょうか。子供たちへのキャリア教育、コミュニティ・スクール、生涯学習の推進という観点からも、地域に隠れた人材の活用が必要であるかと考えます。大きく広く、いろいろな用途で町民の方々にかかわっていただけるような人材バンクの設置に向けて取り組んでいただけないでしょうか。御所見をお伺いいたします。

みずからの持つ知識、経験、技術を生かしてまちづくり活動に取り組む意欲のある多世代の町民の方々を、地域まちづくりプレーヤーとして登録する地域まちづくりシニア人材バンクは、人材を必要としているまちづくり協議会に必要な応じて情報提供をすることにより、スタッフ不足や専門知識などを必要としているまちづくり協議会と、知識や経験を生かして役に立ちたいと考えている人材をマッチングさせる画期的なものと言えます。ここからさらにさまざまな能力や意欲を生かせる人材バンクをと思います。

町民協働を進める上での心構えとして、対等な関係の構築、相互の理解、自主性と自立性を尊重、公平・公正と透明感の確保、目標と検証結果を共有することが重要だと考えます。この心構えの全てがSDGsにつながります。なぜならば、SDGsが究極の住民協働だからなのです。

そこでお尋ねをいたします。各まちづくりセンターでSDGsコーナーを設置し、SDGsを知るから、行動する、そして貢献するへと活躍できる場の啓発を実施するとともに、垂井町民の誰一人取り残さないというSDGsの啓発を積極的に行っていただき、SDGs達成のための人材育成に取り組んでいただけないでしょうか。また、生涯学習、生き生きライフまちづくり出前講座の中にSDGsに関する講座の新設ができればと思いますが、御所見をお伺いいたします。

以上2点にわたる質問といたします。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 中村議員の大きい2つ目の御質問、垂井町におけるSDGsの推進につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員からも御説明がございましたが、少し重なるところがございますけれども、冒頭にSDGsの内容について少し触れたいと思います。

SDGsはSustainable Development Goalsの略称でございます。2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された2030年までの国際目標でございます。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットなどで構成をされております。地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、全世界共通の目標として経済、社会、環境の諸課題を総合的に解決することの重要性が示されております。

SDGsの特徴につきましては、全世界共通の目標として官民それぞれがそれぞれの役割を果たしながら目標に取り組んでいくものでございまして、民間企業ではSDGsに照らし合わせながら事業を進めている企業もあると伺っております。

一方、国のSDGsアクションプランにおいては、地方創生の推進が取り組みとして位置づけられております。地方創生は、少子・高齢化に歯どめをかけ、将来にわたって成長力を確保することを目指し、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりと地域活性が重要となりますことから、自治体においてもSDGsを活用することは、経済、社会、環境の3側面の相互関係性の把握による政策を推進することができるものと考えられ、自治体におけるSDGs推進を求めているところでございます。

議員も御指摘のとおり、自治体にはSDGsに盛り込まれているほとんどの目標や課題が存在しておりまして、その理念と目標につきましては、2015年以前から行政が事業に取り組むに当たり、当然重視しているものでもございます。垂井町では、平成30年に策定をいたしました第6次総合計画の基本構想におきまして、持続可能な開発目標の推進にも資する持続可能な活力あるまちづくりを目指すことといたしまして、SDGsを位置づけております。SDGsの目標やターゲットは、総合計画の目標などとも重なる部分も多数ありますことから、総合計画を確実に推進していくことが、まさしく第1点目のお尋ねのSDGsの推進と達成につながるものと、そのように認識をしております。

この4月に町長はわかりましたけれども、今後のまちづくりを進めていく上で第6次総合計画は変えるべきものではなく、今後とも推進すべきものとして位置づけられておりますので、各テーマにおいて効果的な事業が実施できるようPDCAサイクルによる事業の見直しや、スクラップ・アンド・ビルドを行ってまいりたいとそのように考えております。

次に2つ目にお尋ねの、町民の皆さんに対する啓発でございます。

SDGsは全世界共通の目標でございます。官民それぞれが役割を果たし、互いに連携をして取り組んでいく必要がありますことから、御提言いただきました広報やホームページの活用をまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

次に、ちょっと飛びますけれども、4点目のお尋ねの、各地区まちづくりセンターのコーナーの設置などについてでございますけれども、今後検討してまいりたいと、そのように考えております。それ以前に、議員が申されますとおり、まずは職員一人一人が何をすればいいかを

十分考え、そして行動することが重要であると考えております。

先ほども申しましたとおり、SDGsの目標やターゲットは総合計画の目標などとも合致しているものが多数ありますことから、町の施策の実行がSDGsの取り組みに寄与していると考えております。しかしながら、職員が意識して取り組んでいるかどうかにつきましては、まだまだ認識の浅いところもございまして、総合計画の基本構想に位置づけられている以上、当然職員が知っておくべきものであり、今後スタンダードになる考え方になると思われまので、職員が意識して行動できるように研修等に努めていきたいと、そのように考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

前後いたしました、次に3点目のまちづくり活動におけるSDGsの推進、それから町民協働を進める上でシニア人材バンクの設置の考えについてのお尋ねでございます。

初めに、本町の65歳以上の高齢者数でございますけれども、本年の11月末日現在で8,185人となり、高齢化率につきましては30%を超えてまいりました。この中では、元気で、またこれまでの人生経験の中で培われた能力、それから経験でありますとか意欲を持たれている高齢者の方が多くお見えになることと考えております。

現在、町内では、このような高齢者の方々に対しまして、福祉分野における登録制度として、垂井町社会福祉協議会が実施しておりますボランティアセンターでありますとか、また大垣地域シルバー人材センターが実施しております派遣登録制度がございます。ともにこれらの事業は、能力や経験をお持ちの高齢者と、そしてまた地域で人材を必要としている方々とをつなげる仕組みでございまして、議員御質問の各まちづくりセンターで生じるさまざまな需要に応じるための地域まちづくりシニア人材バンクの一翼を担っておるものと、そのように認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

今後ともこれらの取り組みを通じまして、他の分野の人材バンクとの連携を図りながら、引き続き高齢者が活躍する場の提供を図ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 生涯学習課長 木全豊君。

〔生涯学習課長 木全豊君登壇〕

○生涯学習課長（木全 豊君） 私からは、中村議員の2つ目の質問、垂井町におけるSDGsの推進についてのうち、生涯学習、生き生きライフのまちづくり出前講座の中にSDGsに関する講座の新設をについてお答えさせていただきます。

生き生きライフのまちづくり出前講座は、本町が行っている仕事の中で住民の皆さんの聞きたい内容をメニューから選んでいただき、町職員が講師となり、皆さんの近くへ出向き、お話をさせていただくものです。現在、31のメニューを用意しておりますが、このメニュー以外にも御要望により調整させていただいております。

議員御指摘のとおり、町が実施いたします事業の目的の多くがSDGsの17の目標と一致しております。今後、生き生きライフのまちづくり出前講座におきましても、今あるメニューの

中でSDGsに触れるなり、また新たなSDGsに関する講座を新設するなり、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、中村議員の1つ目の御質問、骨髄バンクドナー登録についてお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の中にありました造血幹細胞移植について御説明申し上げます。

造血幹細胞移植は、通常の化学療法や免疫抑制療法だけでは直すことが難しい血液がんや免疫不全症などに対して行われる治療で、患者さんとドナーの方それぞれのお立場から総合的に最もよいと考えられる3つの細胞の中から選択し、移植を行うものでございます。

1つ目は、骨髄移植で、ドナーの腰の骨から採取した造血幹細胞を移植するものです。2つ目は、末梢血管細胞移植で、骨髄にある造血幹細胞を血液中に流れ出すようにするための薬を注射した後、腕から採取した造血幹細胞を移植するものです。3つ目は臍帯血移植で、出産時にへその緒から採取した造血幹細胞を移植するものです。今回の議員の御質問につきましては、臍帯血移植を除く骨髄移植及び末梢血管細胞移植についてお答えをさせていただきます。

まず、血管のがん患者数についてでございますが、西濃保健所管内の市町村ごとの数値は把握できておりません。日本骨髄バンクの調べによりますと、本年10月末日現在、岐阜県内において移植を希望する方は20名、ドナー登録者数は4,871名となっています。その実績といたしましては、平成4年1月から本年10月末日までの27年間において、県内のドナー登録者から378件の骨髄の採取が行われ、また県内に住所を有する方に対し、318件の骨髄移植が行われているところです。

議員御質問の中で、ドナー登録の実態に対する認識とのお尋ねでございましたが、本年10月末日現在の岐阜県における人口1,000人当たりのドナー登録者数は5.73人と、全国で2番目に低い状態を考えますと、県内においてドナー登録を行いやすい環境を整備するなど、登録者数の増加を図る必要があるとの考えを持つところでございます。

こうした状況を踏まえ、骨髄等の提供希望者の登録を推進するため、今年度から骨髄移植ドナー助成制度を導入したところでございます。この制度は、議員申されますとおり、骨髄末梢血管細胞の提供を完了したドナーさんに対して、14万円を限度とし、1日につき2万円を、またドナーを雇用する事業者に対しても、7万円を限度とし、1日につき1万円の助成を行うものでございます。町ホームページ、また町広報に掲載し、制度の周知を図っておるところではございますが、現在、この助成制度を利用された方はお見えになりません。

次に、骨髄移植後のワクチン再接種への助成についてでございます。

本町では、白血病など長期療養を必要とする疾病にかかり、国で定める日本脳炎、麻疹、風疹など定期の予防接種ができなかった場合は、長期療養の期間終了後2年以内に限り、医師の理由書をつけ申請していただくことで、通常と同様の助成が受けられることとなっております。

が、骨髄移植後のワクチン再接種については、現在のところ助成は行っておりません。この助成につきましては、岐阜市など県内14市町で取り組まれているところでございます。

議員が申されますとおり、今年度から岐阜県において助成に対します市町村への補助制度を創設されたところではございますが、現在のところ、その実績はございません。再接種に係ります助成につきましては、引き続き他市町の実績を十分に検証し、補助制度の導入について検証してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、中村議員の骨髄バンクドナー登録の関係のドナー休暇制度の取得実績についてお答えをさせていただきます。

ドナー休暇につきましては、垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する規則に定めており、必要と認められる期間、取得できることとなっておりますが、記録を確認できた過去8年ほどを見ましても、取得実績はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） 御答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきたいと思っております。

ドナー休暇制度について、今総務課長のほうからもお話がございましたが、企業さんについてでございます。入院を含め10日ほど医療機関に足を運ぶ必要があり、仕事を休むのは労働世代にとって大きな負担であります。そこで、社員が安心してドナーの役割を果たせるように、従来の年次有給休暇とは別に、ドナー特別有給休暇を導入する企業がふえております。先ほども述べましたが、現在12月5日までで確認がとれている企業、団体は484社に上ります。しかしながら、本町内の企業さんはその動きがまだ見られていないのが現状であります。制度導入に向けて、町としての働きかけが不可欠ではないかと思いますが、その点のお考えをお伺いいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 私どものドナー登録制度に関する休暇でございますが、先ほど申しましたように特別休暇のほうで対応しておるところでございます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

○健康福祉課長（小川裕司君） 中村議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

議員申されますとおり、直近の確認がとれておりますドナー休暇制度を導入する企業については、約500社あると認識しておるところでございます。県内におきましては、私の知る限りでは大手電子部品メーカー、それから国立の大学法人、また自動車会社、薬局会社の4社という記憶がございます。

今後の企業への働きかけでございますが、町の広報とあわせまして、多方面からそういった

制度の周知を行いながら、ドナーの登録が進みますよう働きかけを行ってまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤省治君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） 大変ありがとうございました。ドナーさんの負担軽減のためによろしくお願いいたします。

SDGsの推進についてであります。これは答弁は求めません。SDGs、前向きな御答弁でありました。まずは理解の輪を広げ、テーマにのっとって取り組むことが大切ではないかと思っております。ちなみに、私自身のSDGsの取り組みの一つとして、食品ロスの観点から賞味期限の近いものを購入することです。

以上をもちまして私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後1時52分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 江 上 聖 司

会議録署名議員 中 村 ひ と み